

令和 4 年度重点計画策定以降の状況と取組について

2023/03/01

第6回デジタル社会構想会議

目次

1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
(デジタル田園都市・マイナポータル)
- マイナンバー制度
- デジタル推進委員
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- Web3.0
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス (GSS)
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改定に向けて

1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
(デジタル田園都市・マイナポータル)
- マイナンバー制度
- デジタル推進委員
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- Web3.0
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス (GSS)
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改定に向けて

近年の国際動向

● この1年間で諸外国のデータ／デジタルに関する取組が大きく進展。

- **データの価値が飛躍的に増大。データが国の競争力を左右するとし、各国の取組が活発化。**
 - ・ 関連法案の整備、巨大IT企業への規制、メタバースやWeb3等の新技術の推進
 - ・ データの供給増大による新産業の創出とアカウントビリティの確保
 - ・ AI活用等のデータ活用政策の強化 等
- **データに関する安全保障上の議論が急速に展開**
 - ・ 国家間によるフェイクニュースへ
 - ・ 地理空間情報の活用
 - ・ データの保全・インフラ活用の在り方の変化 等
- **データ流通、活用のための仕組み作りが進展**
 - ・ 相互運用性の確保、データ連携基盤の実装
 - ・ 自由で信頼のあるデータ流通の在り方／ルール整備
 - ・ サイバー空間の脅威への対応
 - ・ データ人材の確保／育成等の強化 等

データ戦略をめぐる各国の動向

- **データは国家の競争力の源泉**と捉え、2030年頃を目指して環境整備
 - ・ その際、「**データ戦略**」を「**デジタル社会の設計図**」(**アーキテクチャ**)として把握
 - ・ 基盤としてのID、データ、ネットワーク、セキュリティ、ルールを重視

■ **米国：産業として重視**

- ・ 連邦政府では、Federal Data Strategy Action Plan (2020) を発表。連邦政府所有データの価値を最大限活用すること、省庁横断的な取組を推進すべく Chief Data Officer Council を設置。

■ **欧州：デジタル・シングル・マーケットを実現**

- ・ European Strategy for Data を発表 (2020.2)。データスペースの構築や相互運用性の確保を図るとともに、個人情報、デジタル主権等を守る安全な環境整備を推進。
- ・ Digital Service Act (2020.12.)、Digital Market Act (2020.12.)、Data Act (2022.2) の法案の公表等、デジタル／データ関連法案の整備と積極的な実社会への適用により、域内のデジタル単一市場を形成。また、法律の柔軟的運用を支える Legal Tech を強化。
- ・ GAIA-Xによる域内データスペースの統合を目指すにあたって、IDSA、民間法人のFIWARE等の動きが活発。

■ **中国：データを使った国家運営と産業展開**

- ・ 十四次五カ年計画でデジタル政策 (2021.3) を発表。データの活用やデータエレメント市場等を推進
- ・ 個人情報保護法 (Personal Information Protection Law) を施行 (2021.11)、データ安全法の施行 (2021.6)

■ **英国：経済や貿易をデータが牽引**

- ・ National Data strategy (2020.9) を発表。コロナの回復と新たな経済の発展を目指し、データの利用、イノベーション促進により新規雇用の創出や、公共サービスの改善が目的。

EUにおけるデータ関連の法律整備

■ 一般データ保護規則（GDPR）（2018.5施行）

- EUに居住する個人からの個人情報の収集、処理、および使用方法に関する法的枠組み

■ 欧州データ戦略（2020.2公表）

- 「欧州データスペース(European data space)」の構築等を通じて、EU域内及び企業や政府等のセクター間での自由なデータの流通、データアクセスと使用に関する公正で明確なガバナンスメカニズム、個人データや消費者保護、競争などのルールの尊重という環境を提供

■ データガバナンス法（2020.12公表、2022.6公布、2023.9から施行）

- データ共有の信頼性向上と、EU域内の官民を超えたデータ共有の促進を目的とする
- 具体的には、公共機関が持つデータの再利用の促進、データ仲介者の信頼性を強化するための届出義務、利他的な／公益の目的でデータを収集し処理する事業者の自発的な登録の仕組み

■ データ法（2022.2公表、現在審議中、2024年中頃の施行が目標）

- データ保護の強化ではなく、B2C/B2B/B2Gの関係性ごとにデータへのアクセスを法的に強化し、より多くのデータ（特に産業データ）を社会全体で活用可能にすることを目的とする
- データの囲い込み防止のため、IoT事業者にデータへのユーザ・アクセスの措置の設置を義務づけ
- 水平・横断的なデータ法とは別に、健康、モビリティ、観光など分野別のデータスペース（後述）に関する個別の追加法案等も準備されている

■ デジタル市場法（2020.12公表、2022.7欧州議会で採決、2023年に施行予定）

- 公正な競争を確保するため、EU域内の中核プラットフォームを手がける事業者のうち、特に大規模な事業者（ゲートキーパー）の義務と禁止事項を規定（自社サービスの優遇禁止等）

■ デジタルサービス法（2020.12公表、2022.7欧州議会で採決、2023年以降に施行予定）

- オンラインプラットフォーム等の仲介サービス提供者に対して、コンテンツに対する責任を明確にし対応を促す（偽情報の拡散防止、推薦アルゴリズムの説明、特定ユーザ向け広告禁止、等）

米国における主なデジタル関連政策・法案等

- **NATIONAL INFORMATION EXCHANGE MODEL : Department of Homeland Security(2005年4月)**
 - 国家安全保障省と司法省が、データ連携を推進するための共通的な語彙基盤としてNIEMを構築。NIEMは、連邦政府、州、地方等の間でデータを共有するための機能
- **Federal Data Strategy Action Plan : Office of Management and budget (2020年6月)**
 - 連邦政府所有データの価値を最大限活用するにあたり、データ品質の評価・報告指針やデータ基準リポジトリの作成の他、省庁横断的な取組を推進すべくFederal Chief Data Officer Councilの設置等の20の行動計画を明記
- **Data Strategy : Department of Defense (2020年10月)**
 - 軍事作戦上の優位性や効率性向上のために、データを迅速かつ最大限に活用。データを必要する重点領域（戦場、意思決定、事業分析）、その基本原則（管理、倫理、アクセス、収集等）、そのために必要となる要素（アーキテクチャ、標準、ガバナンス、人材）等について記載
- **National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2021**
 - 国家サイバー長官室（White house）を2021年7月に設置、初代長官はクリス・イングリンス。米国のサイバー関連政策の総合調整を担う役割
- **American Innovation and Choice Online Act (2022年1月)**
 - 巨大プラットフォーム企業による、不当な自己優遇、自社OS等への不当なアクセス制限、プレインストールされたアプリのアンインストールやデフォルト設定の変更の不当な制限等の禁止
- **Executive Order on Ensuring Responsible Development of Digital Assets (2022年3月)**
 - デジタル資産の責任ある発展の確保に関する大統領令

AI（人工知能）に関する諸外国の動向

- 世界の先進国では、AIの急速な発展により、その社会実装に関する議論が進展
- 欧米間によるAIに関するロードマップの策定や、巨大IT企業によるAIへの投資等、大きな飛躍が見込まれる

■ 米国：Government by Algorithm: Artificial Intelligence in Federal Administrative Agencies (19.Feb.2020)

- 米国連邦政府のおよそ半分はAIツールなどを活用／そのToolkitは多種多様
- 対象分野も健康分野、金融規制、社会福祉、環境や農業、教育分野など多岐にわたる
 - ・ SEC（証券取引委員会）：証券関連規制違反の発見に活用
 - ・ 通関：顔認証とリスク評価に活用
 - ・ 特許・商標審査：分類や調査などに活用
 - ・ 食品医薬品局：医薬品の副作用などの分析に活用 等

■ EU：European landscape on the use of Artificial Intelligence by the Public Sector (1 Jun.2022)

- 公共部門におけるAI利活用に関する以下の点を提示
 - ・ EU加盟国におけるAIに関する国家戦略の調査分析
 - ・ EU加盟国における公共部門へのAI実装状況の概要やケーススタディ

■ EU-US Trade and Technology Council : Third Ministerial Meeting (5 Dec.2022)

- 米EUの閣僚会合により、貿易、技術、デジタル、イノベーションに関する横断的な協力、以下の具体的な取組を立ち上げに合意
 - ・ 第三国におけるデジタル分野の支援、新興技術に関する協力（AIのリスク管理と信頼性の構築：共同ロードマップの策定等）
 - ・ レジリエントな半導体サプライチェーンの構築、貿易や経済安全保障の強化 等

AI（人工知能）に関する諸外国の動向

■ 米国：National Artificial Intelligence Research Resource Task Force Releases Final Report (24.Jan.2023)

- 大統領府科学技術政策局（OSTP）による国家AI研究資源（NAIRR）タスクフォースが報告書「米国の人工知能イノベーションエコシステムの強化と民主化」を公表。同報告書の主なポイント
 - ・ 最先端のAI研究や新しいAIアプリケーションを追求する機会といった、十分なリソースを備えた組織及び研究者に限定されている課題を克服し、広く研究者にアクセスできるようにすべき
 - ・ NAIRRは計算リソース、データ、アルゴリズム、サービス及び専門知識等を統合的にまとめたサイバー上のインフラ。
 - ・ NAIRRを確立するにあたっては、本報告書の発表から4期のフェーズで進める計画。予算規模は6年間で26億ドル（約3,400億円）程度。

■ US-India initiative on Critical and Emerging Technology (31 Jan.2023)

- 米印重要新興技術イニシアチブ（iCET: US-India initiative on Critical and Emerging Technology）：米印の首脳会談にて合意した取組。
 - ・ 先端技術分野における両国の産学官連携の緊密化が目的。両国の首脳補佐官が議長を務め、本年1月に第1回会合を開催し、産官学のトップが参加。
 - ・ 本会合では、両国のイノベーションエコシステムの強化（AI、量子技術連携）、防衛分野のイノベーションと技術協力、強靱な半導体サプライチェーン、宇宙、科学・技術・工学・数学（STEM）分野の人材育成、次世代通信の6分野について協力推進を確認。

■ EU-India Trade and Technology Council (6 Feb.2023)

- 欧州・インドの首脳・閣僚がTrade and Technology Council(TTC)設置に合意。TTCは貿易や技術分野の共通課題に取り組むハイレベルな対話の枠組。
- 双方が共通課題の解決に取り組むべく、今春の閣僚会議に向けた3つの作業部会を立ち上げ議論を開始
 - ・ 戦略的技術、デジタル・ガバナンス、デジタル接続性に関する作業部会
 - ：5G・6G、AI、量子コンピューター、半導体、クラウド、サイバー、プラットフォームに関するルール形成など
 - ・ グリーン、クリーンエネルギー技術に関する作業部会
 - ：クリーンエネルギー、海洋廃棄物・プラスチック対策、循環型経済等の分野での投資、標準化、中小・スタートアップ間での協力など
 - ・ 貿易、投資、強靱なバリューチェーンに関する作業部会
 - ：重要な部品、エネルギー、原材料へのアクセス強化など。貿易障壁の他、WTO、G20等の多国間協力に基づく貿易推進等にも取り組む可能性がある

1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
(デジタル田園都市・マイナポータル)
- マイナンバー制度
- デジタル推進委員
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- Web3.0
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス (GSS)
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改定に向けて

デジタル庁の取組

- ・基本戦略に基づいて、これまで150のプロジェクトを推進。
- ・行政人材・民間人材合わせて600人から800人の組織へ拡大（民間人材300人）。

1 生活者、事業者、職員に やさしい公共サービスの提供

- ・マイナンバーカードの普及
- ・マイナポータルの改善
- ・新型コロナワクチン接種証明書アプリ
- ・事業者向けサービス・認証基盤の提供
- ・府省庁向けオンライン行政サービス
- ・キャッシュレス法の成立
- ・地方自治体のシステム標準化の推進

2 デジタル基盤の整備による 成長戦略の推進

- ・デジタル臨時行政調査会の推進
- ・データ戦略
- ・医療DXの推進
- ・教育分野のデジタル化
- ・こどものデータ基盤整備
- ・デジタルインボイスの普及定着
- ・デジタル田園都市国家構想の推進
- ・デジタル改革共創プラットフォームの活用
- ・デジタルの日の実施
- ・Web3.0研究会の実施

3 安全安心で強靱な デジタル基盤の実現

- ・ガバメントクラウドの整備
- ・ガバメントソリューションサービス
- ・DFFTの推進

一覧: 昨年の「重点計画」策定以降の主なデジタル庁の取組

No.	関係会議等	スケジュール等	キーワード
1	デジタル臨時行政調査会	令和6年6月までの2年間でアナログ規制見直し 令和5年通常国会にデジタル規制改革推進のための 一括法案提出予定	アナログ規制見直し、一括法
2	デジタル田園都市国家構想実現 会議	令和4年12月にデジ田総合戦略の閣議決定	マイナンバーカード利活用、デジタル 社会実装基盤全国総合整備計画 (仮称) 等
3	データ戦略推進WG	令和5年4月に取りまとめ予定	包括的データ戦略
4	マイナンバー制度及び国と地方 のデジタル基盤抜本改善WG	令和5年通常国会に法案提出予定	マイナンバー法の改正に向けた検討、 公共サービスメッシュ
5	デジタル庁情報システム調達改 革検討会	年度内に取りまとめ予定	調達改革
6	Web3.0研究会	有識者による研究会を令和4年12月下旬まで12回開 催した	Web3.0研究会報告書に基づく取組
7	G7デジタル・技術大臣会合	令和5年4月29日～4月30日予定	G7デジタル・技術大臣会合に向け た国際面の取組

詳細: 昨年の「重点計画」策定以降の主なデジタル庁の取組

No.	関係会議等	概要等	キーワード
1	<p>デジタル臨時行政調査会 検討状況 令和4年6月3日(金) 第4回デジタル臨調</p> <p>令和4年12月21日(水) 第6回デジタル臨調</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国のデジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるため、以下の4事項に関して、政府の取組方針である「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定。 <ul style="list-style-type: none"> ① アナログ規制の見直し及び規制の見直しアプローチ ② アナログ規制の見直しに向けた取組の展開と応用 (地方公共団体への波及やテクノロジー企業の活用) ③ 法制事務のデジタル化に向けた取組 ④ デジタル時代にふさわしい政府への転換 ○ 令和6年6月までを目途にアナログ規制を一掃すべく、「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」を定める法令等約1万条項全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表を確定。 	<p>一括法、アナログ規制見直し</p>
2	<p>デジタル田園都市国家構想実現会議 令和3年11月11日(木) 第1回開催 令和4年6月1日(水) 第8回開催 デジタル田園都市国家構想基本方針(案)について</p> <p>令和4年12月16日(金) 第11回開催 デジタル田園都市国家構想総合戦略(案)について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化を推進するため、デジタル田園都市国家構想実現会議を開催。 ○ 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域におけるマイナンバーカード利活用によるデジタル基盤の推進等、中長期的な施策の方向やKPI等を示した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定に向けて議論(令和4年12月閣議決定)。 	<p>マイナンバーカード利活用、デジタル社会実装基盤全国総合整備計画(仮称)等</p>

詳細: 昨年の「重点計画」策定以降の主なデジタル庁の取組

No.	関係会議等	概要等	キーワード
3	<p>データ戦略推進ワーキンググループ</p> <p>令和3年10月25日(火) 第1回開催</p> <p>令和4年12月21日(水) 第5回開催 令和5年2月28日(火) 第6回開催予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○会議の目的 デジタル社会推進会議令第4条の規定に基づき、デジタル社会の形成に資するデータ戦略を推進するためのワーキンググループ ○会議の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 包括的データ戦略の今後の進め方等 ・第2回 包括的データ戦略の検討の方向性等 ・第3回 プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0 (案) ・第4回 データ戦略の推進状況等 ・第5回 データスペースの現状等 	<p>包括的データ戦略</p>
4	<p>マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ</p> <p>令和4年8月25日(木) 第5回開催 10月5日(水) 第6回開催 11月29日(火) 第7回開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル社会の形成に向けて、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善を図るため有識者、関係省庁を交えた検討を行う。 ○マイナンバー制度の利用推進のため、マイナンバー法を含む関係法案の改正に向けた検討等を行った（令和5年通常国会に提出予定）。 ○品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービス実現に向けて、情報連携の基盤となる公共サービスメッシュ実装の方向性について、検討を行った。 	<p>マイナンバー法の改正に向けた検討、公共サービスメッシュ</p>

詳細: 昨年の「重点計画」策定以降の主なデジタル庁の取組

No.	関係会議等	概要等	キーワード
5	<p>デジタル庁情報システム調達改革検討会</p> <p>令和4年6月21日(火) 第1回検討会開催</p> <p>令和5年2月6日(月) 第7回検討会(最終回)開催 情報システム調達改革検討会 最終報告書(案) 公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ アジャイル開発等の新たな手法や、中小・スタートアップ企業を含めた革新的な技術を有する民間事業者からの調達等をより円滑に進めるため以下の5つの施策の方向性が提言された。 <ol style="list-style-type: none"> ① 機動的・柔軟な調達手続きの改善 ② システム調達における発注者側の能力向上 ③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大 ④ ベンダーロックインの排除 ⑤ 内部統制等による透明性の確保 ○ 個々の施策の効果を見定めつつ、プライオリティをつけて臨機応変に進めていくこと、定期的な進捗確認・効果測定を実施すると共に、本検討会において約1年後を目途に取組みの進捗状況及び方向性等についての妥当性検証を行うこと等も併せて提言された。 	調達改革
6	<p>デジタル庁Web3.0研究会</p> <p>令和4年10月5日(水) 第1回研究会開催</p> <p>令和4年12月23日(金) 第12回研究会開催 令和4年12月27日(火) Web3.0研究会報告書公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ Web3.0の下での新しいデジタル技術を様々な社会課題の解決を図るツールとするとともに、我が国の経済成長につなげていく、という基本的考え方の下、Web3.0の推進について検討を実施。 ○ 直ちに着手すべきイノベーション促進策として以下4つが提言された。 <ol style="list-style-type: none"> ① 対話の場としてのプラットフォームの設置 ② 相談窓口の設置と課題解消に向けた「関係府省庁連絡会議」の開催 ③ Web3.0に係る国際的な情報発信・コンセンサス形成への関与 ④ 研究開発・技術開発の担い手の育成 	Web3.0研究会報告書に基づく取組
7	<p>G7デジタル・技術大臣会合</p> <p>令和5年4月29日(土)～30日(日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ G7におけるデジタル分野での連携強化を目的とし、G7デジタル・技術大臣会合を開催する(本年は日本主催。) ○ 同会合においては、信頼のある自由なデータ流通(DFFT)、新興技術、ICTインフラ及びAI等のデジタル分野の課題について議論を行う。 	G7デジタル大臣会合に向けた国際面の取組

1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
(デジタル田園都市・マイナポータル)
- マイナンバー制度
- デジタル推進委員
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- Web3.0
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス (GSS)
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改定に向けて

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

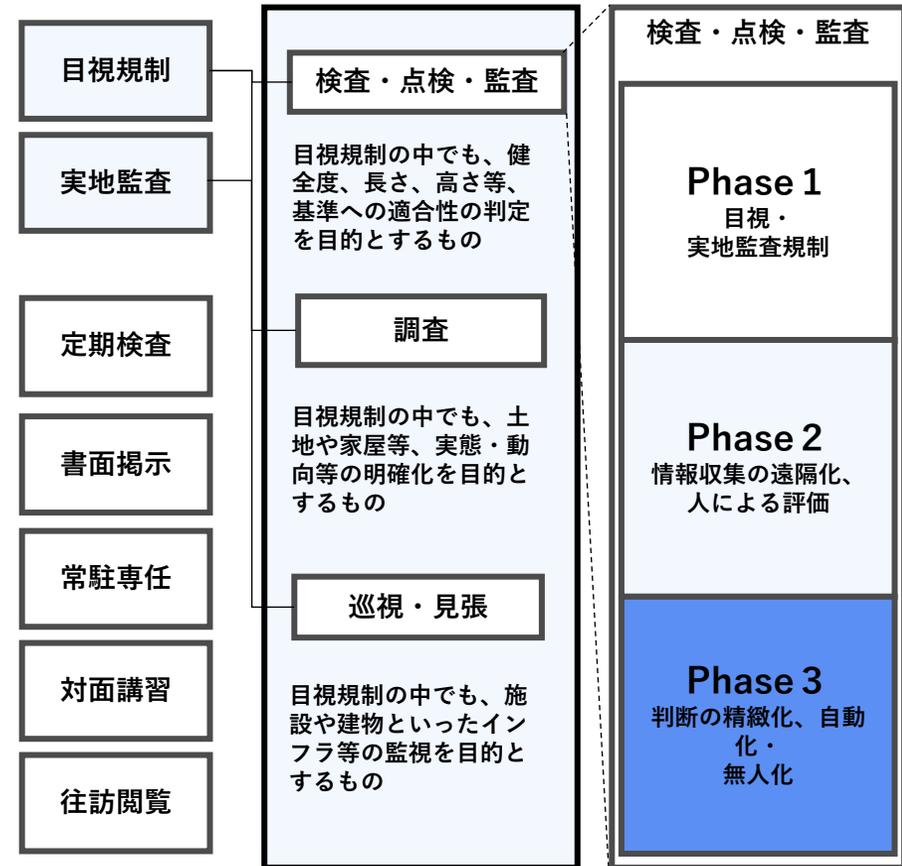
○ 構造改革のための
デジタル原則

原則① デジタル完結・自動化原則
原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)
原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)
原則④ 相互運用性確保原則
原則⑤ 共通基盤利用原則

○ デジタル臨調における適合性の
点検・見直し対象の規律の範囲



○ 一括的見直しに向けた類型化とフェーズ
の考え方 (目視規制・実地監査の例)



※ 地方公共団体が定める規制（条例等）については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

アナログ規制に関する点検・見直しの現状

- 「7項目のアナログ規制」及び「フロッピーディスク（FD）等の記録媒体を指定する規制」等に関する
法令約1万条項全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定

<ul style="list-style-type: none"> 目視…………… 2927条項 実地監査…………… 74条項 対面講習…………… 217条項 往訪閲覧・縦覧… 1446条項 その他の規制…………… 42条項 	<ul style="list-style-type: none"> 定期検査・点検… 1034条項 常駐・専任…………… 1062条項 書面掲示…………… 772条項 FD等記録媒体……2095条項
合計 9669条項（100%） 全ての方針及び工程表確定	

《工程表のイメージ》

○方針確定している約1万条項の一覧（抜粋）

法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し完了時期	工程表	見直しの概要
河川法施行令	国土交通省	第9条の3第1項第2号	河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等	目視規制	1-②	3	令和4年度 1月～3月	目視-共通1	告示、通知・通達等の 発出又は改正
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項	指定訪問介護事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	令和5年度 4月～9月	常駐専任- 厚生労働省2	告示、通知・通達等の 発出又は改正

○工程表の類型

	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	1月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～6月
目視-共通1	法令等改正手続			
常駐専任-厚生労働省2	実態把握（外部委託調査等）			
	対外調整等			
	法令等改正手続			

見直しに向けた
工程表

※ 経済界からの主要な要望についても工程を確定
 ※ 地方公共団体（福岡市）からの要望についても
 工程を確定予定

アナログ規制の見直しの効果

2022年6月に策定された「一括見直しプラン」に掲げられている[改革の効果](#)

人手不足の解消
・生産性の向上

経済成長

スタートアップ等の勃興
・成長産業の創出

行政の在り方の変革

- 業務が合理化されることによる、人手不足の解消・生産性の向上
- 行政の在り方の変革による、国民側の利便性の向上／行政側の負担軽減・質の向上

- 目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制の見直し
 - ・ 遠隔技術やAIが活用できるようになり、時間を大幅に短縮でき、安全性も向上
 - ・ 常時・遠隔で監視ができるようになり、安全性と効率性が向上
- 常駐・専任規制の見直し
 - ・ テレワークが可能になり、働き方の選択肢が拡大
 - ・ 複数事業所の兼任が可能になり、人手不足の解消に貢献
- 対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制の見直し
 - ・ 講習の受講、必要な情報の確認がいつでもどこでも可能になり、利便性が向上
- FD等の記録媒体を求める規制の見直し
 - ・ 申請等を行う側においてテレワークが可能になるほか、行政事務の合理化にも寄与

- 幅広い業界におけるデジタル化が進むことによる、経済の成長
- 様々な技術の活用が進むことによるスタートアップ等の勃興・成長産業の創出

規制の
見直し



民間における
技術の進展

- ・ 「規制の見直し」が「技術の進展」をもたらし、それが更なる「規制の見直し」に繋がるという正のスパイラル
- ・ その好循環の中で、新たな成長産業が創出され、経済成長も実現

アナログ規制に関する点検・見直しの具体例

目視、実地監査

現場へのテクノロジーの導入が認められず、人が現場まで行って確認が求められていたが、見直しにより、遠隔技術やAIが活用できるようになり、時間を大幅に短縮でき、安全性も向上

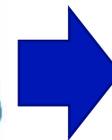
例：河川・ダム、都市公園等の巡視・点検（河川法、都市公園法）

→（河川・ダム）2023年3月まで、（都市公園等）2024年6月まで

（参考）河川延長123,948km（一級・二級）、都市公園等111,525箇所（いずれも2020年）

【見直し前】

河川・ダムや都市公園の管理者は、維持修繕のための点検を基本目視で実施しなければならない。



【見直し後】

ドローン、水中ロボット、常時監視、画像解析等の活用を進めることで、インフラ管理の効率化と安全性の向上を図る。



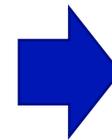
ドローン、
画像解析等

例：特定元方事業者による作業場所の巡視（労働安全衛生法等）

→2024年6月まで（参考）2021年新設住宅着工戸数、床面積：856,484戸、70,666千㎡

【見直し前】

特定元方事業者（建設業及び造船業の元請事業者）は、当該事業者及び関係請負人の労働者が同一の場所で作業する場合に生じる労働災害を防止するため、毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視しなければならない。



【見直し後】

定点カメラやモバイルカメラを活用した遠隔監視による巡視を認めることにより、安全性を確保しつつ、人手不足の課題を抱える事業者の負担軽減等を図る。



定点カメラ等

常駐・専任

- ・常駐 特定の場所への出勤が義務付けられ、実質的にテレワークが禁止されていたのが、見直しによりテレワークが可能になり、働き方の選択肢が拡大
- ・専任 一人の人材が複数の事業所を兼任することができず、人手不足が進む分野においても、専門的人材を数多く配置しなくてはならなかったのが、見直しにより、複数事業所の兼任が可能になり、人手不足の解消に貢献

例：介護サービス事業所等における管理者・専門職等の常駐

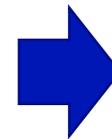
（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）

→2023年9月まで（管理者等）、2024年3月まで（専門職等）

（参考）訪問介護事業所数：約3.5万事業所（2020年10月1日時点）、地域包括支援センター数：約5千か所（2021年4月末時点）

【見直し前】

介護サービス事業所等における管理者・専門職等については、実質的に当該事業所等に常駐することが求められている。



【見直し後】

管理者等が行う利用者のサービスに直接関わらない業務は、テレワーク等の取扱いを明示するなどの必要な対応等を実施。専門職等が行う利用者のサービスに直接関わる業務は、論点等を整理・影響を実証又はヒアリング等で把握し、必要に応じて社会保障審議会の意見を聴きつつ検討。



オンライン会議
システム等

アナログ規制の見直しの例（分野別）①

- 「医療・介護・福祉」、「生活サービス・金融」、「輸送手段・交通」、「インフラ・製造」、「不動産・建築」、「環境・安全」等の様々な分野において数多くの規制が見直されることで、人手不足解消・生産性向上、経済成長、スタートアップ勃興・成長産業の創出、行政の在り方の変革等を実現

●医療・介護・福祉関係の主な見直し

- 介護サービス事業所等に必置の管理者・専門職等（例：生活相談員）の常駐規制について、利用者のサービスに直接関わらない業務については、例えば、テレワーク等の取扱いを明示するなどの必要な対応等を実施する。（2023年9月まで(管理者等)、2024年3月まで(専門職等)）

（参考）訪問介護事業所数：約3.5万事業所（2020年10月1日時点）、
地域包括支援センター数：約5千か所（2021年4月末時点）

- 病院等の管理者は、原則、勤務時間中病院等に常時滞在しなければならないが、デジタル技術の活用等により、病院等の管理体制が確保されているなどの要件の下で、常時滞在を求めないことを明らかにする。（2023年3月まで）

（参考）病院、一般・歯科診療所数：約18万施設（2022年7月末時点）

- 介護支援専門員に係る法定研修について、講習申込・受講、修了証発行までの一連のプロセスをデジタル完結が可能である旨周知することにより、指定された場所に行かなくても講習が受講できる都道府県の拡大を図る。（2023年3月まで）

（参考）介護支援専門員の従事者数：約19万人

●一般用医薬品の販売等を行う店舗における薬剤師等の常駐

店舗販売業の許可要件として、有資格者等の設置を求めている現行制度について、デジタル技術の利用によって、販売店舗と設備及び有資格者がそれぞれ異なる場所に所在することを可能とする制度設計の是非について、消費者の安全確保や医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、検討し、結論を得る。（2024年6月まで）

（参考）店舗販売業の施設数：約3万施設（2020年度末時点）

●コンビニ等のセルフレジでの酒・たばこ販売

セルフレジでは年齢確認が必要となる酒・たばこを販売できないという課題を解決すべく、コンビニ業界を代表する日本フランチャイズチェーン協会が、デジタル技術を活用した年齢確認方法を含む自主的なガイドラインを作成する。（2023年1月まで）

●就労証明書の様式統一・オンライン化

保育所の入所申請手続において必要となる就労証明書について、全ての地方公共団体が標準様式を原則使用することとし、また、企業が就労証明書をマイナポータルで直接地方公共団体へ提出できるようシステム構築することで、企業・申請者の負担軽減を図る。（2024年度申請分から）

●理容所・美容所関係の主な見直し

- 理容所・美容所ごとに置く管理理容師・管理美容師について、その業務のうちオンライン実施・兼任により対応できる業務を明確化することにより、デジタル技術を活用した働き方の選択肢の拡大や業務の効率化を図る。（2024年6月まで）

（参考）理容所及び美容所数：約37万施設（2020年度末時点）

- 既の実現している管理理容師・管理美容師講習の受講申込のオンライン化に加え、今後、受講、修了証発行のプロセスのデジタル化を可能とすることにより、講習実施主体の事務の効率性、受講生の利便性の向上を目指す。（2024年6月まで）

（参考）講習受講者：年間約6,000人

●地方税納付書への原則QRコード印字

2023年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税（固定資産税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、原則QRコードを印字することとし、納税者の利便性向上や、金融機関窓口等での地方税徴収の事務負担軽減を目指す。（2024年度から）

（参考）銀行窓口での年間納付件数：2.4億件（2019年度）

アナログ規制の見直しの例（分野別）②

●河川・ダム、都市公園等の巡視・点検

これまで、河川・ダムや都市公園の維持修繕の点検を基本目視で実施しているところ、ドローン、水中ロボット、常時監視、画像解析等の活用を進めることで、インフラ管理の効率化と安全性の向上を図る。

（2023年3月まで（河川・ダム）、2024年6月まで（都市公園等））

（参考）河川延長123,948km（一級・二級）、都市公園等111,525箇所（いずれも2020年）

●建築物等の中間・完了検査

現場への移動時間の削減等による建築生産の効率化や働き方改革の観点から、目視による計測をドローンその他の高度な機器で代替したり、遠隔からの確認技術を検査に活用していくこと等を目指す。（2024年6月まで）

（参考）完了検査524,045件、中間検査184,037件（2020年度）

●劇場、病院、百貨店等の建築物及びエレベーター等の建築設備等の定期調査・検査

定期調査等の調査方法に関する技術中立化や調査等項目の廃止・統合等を目指す。また、定期調査等の結果のオンライン報告の普及・促進を図る。（2024年6月まで）

（参考）特定建築物292,282件、建築設備等1,367,502件（2020年度指定件数）

●建築物の空気環境に係る定期測定・点検

空気環境の定期測定や空気調和設備の定期点検について、IoTを活用した自動測定技術の調査、海外の動向・導入事例の調査、自動測定と既存方法による測定の比較検証等を行うとともに、自動測定等のデジタル技術の活用方法や留意点等を検討する。これにより、デジタル技術を活用した測定・点検作業の効率化や、公衆衛生の向上を目指す。（2024年6月まで）

（参考）特定建築物施設数47,273件（2020年度）

●作業場・事業場関係の主な見直し

➤ 労働安全衛生法令に基づき、事業者によって選任された作業主任者が現場の指揮等を行う際に作業場に常駐しなければならないが、作業主任者の職務を技術により代替できる場合には、技術で常駐規制を代替することも可能とする。（2023年3月まで）

（参考）資格取得者数：約26万人（技能講習：2019年度、免許：2021年度）

➤ 特定元方事業者による作業場所の巡視について、定点カメラやモバイルカメラを活用した遠隔監視による巡視を認めることにより、安全性を確保しつつ、人手不足の課題を抱える事業者の負担軽減等を図る。（2024年6月まで）

（参考）2021年新設住宅着工戸数、床面積：856,484戸、70,666千㎡

➤ 事業用電気通信設備を直接に管理する事業場ごとに選任が必要とされる電気通信主任技術者について、常駐は不要である旨の解釈を明確化し周知することにより、安全・安心の確保と生産性向上の両立を図る。（2024年6月まで）

（参考）電気通信主任技術者数（2021年）：約8万人

●罹災証明書の交付に係る被害認定調査

被害認定調査の際は、航空写真等を活用した調査は可能になっているところ、民間事業者との連携やAI等の解析・評価技術の活用等により、判断の精緻化、自動化・無人化が可能か否かを集中改革期間内に検討し、結論を得る。（2024年6月まで）

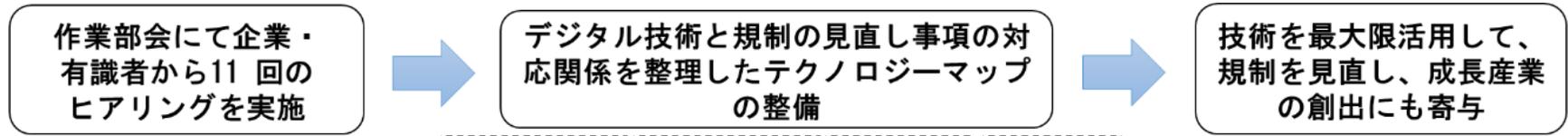
（参考）熊本地震における熊本県内の罹災証明書の交付件数213,924件（2016年度）

●固定資産の実地調査

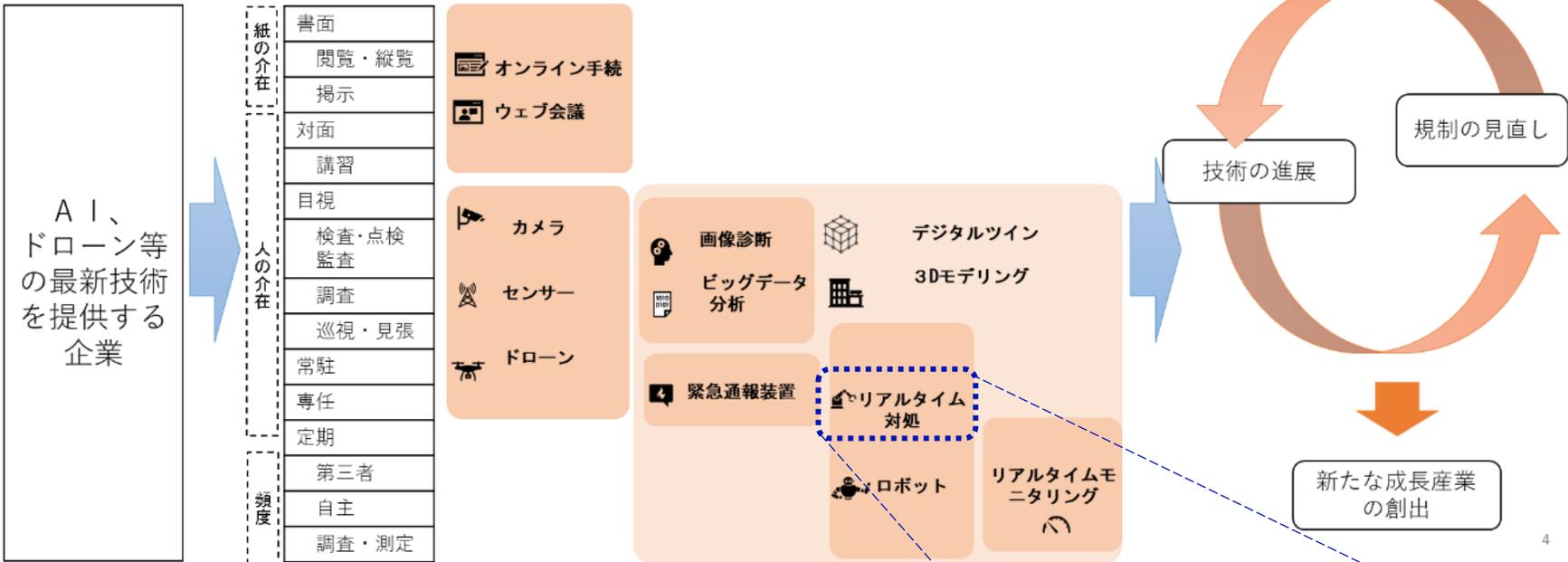
自治体が行っている航空写真を活用した固定資産の実地調査について、AIやドローンなどの技術も調査に活用可能である旨を明確化することで、自治体による先進技術の活用を後押しすることを目指す。（2024年3月まで）

（参考）（土地）筆数：180,416,312筆、（家屋）棟数：58,802,672棟（2020年度）

テクノロジーマップの活用



- ①画像・データを遠隔で取得・提供
- ②画像・データの解析・診断・評価を自動化・機械化
- ③事態対処を自動化・機械化
- ④検査周期を延長・撤廃



- 先行7項目の規制と規制の見直しに活用可能なデジタル技術との対応関係を整理し、マッピングすることで視覚的に表現
- デジタル技術の内容やどの企業等が当該技術を保有しているか等、導入に向けた必要情報を把握するため、今後、個々のテクノロジーに係る「デジタル技術カタログ」を作成

デジタル技術カタログの例

企業等名	技術名	技術概要	活用例	企業等概要
〇〇株式会社	▲▲システム	◆◆による遠隔操作でリアルタイムに対象物を取り除くことができる。	△△産業における●●に関する業務	連絡先: XX-XXX-XXXX
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

デジタル規制改革推進のための一括法案について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）

➤ 代表的なアナログ規制7項目の見直し

①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪問覧・縦覧

➤ フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化

⇒ 法律に係る一括的な改正については、可能な限り速やかに国会提出を目指す。

令和5年通常国会にデジタル規制改革推進のための 一括法案を提出する方向で検討

検討中の内容

- I 一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直しを実現するため、法改正による措置が必要な①書面掲示規制及び②フロッピーディスク等の記録媒体に係る規制についての改正を行うとともに、
- II 将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが、自律的かつ継続的に行われることを担保するため、見直しの基本方針や具体的な施策について定める。
 - ・ デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセスに関連する規定を措置
 - ・ 「テクノロジーマップ」等を踏まえ、規制所管省庁や地方公共団体によるデジタル技術の効果的な活用に関連する規定を措置

地方公共団体における取組の支援

「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】」を公表 (2022/11/18～)

- ・ デジタル原則に基づく条例等のアナログ規制の点検・見直しに関する手順案
- ・ 先進的な取組事例の紹介
- ・ 国の法令等の点検・見直しの概要



- ・ 全国の都道府県・市町村に周知し、ウェブ説明会の実施等を通じて、取組の検討を呼びかけ
- ・ 今後、国の法令等の見直しの進捗や地方公共団体の意見を踏まえて、マニュアルのアップデートを予定

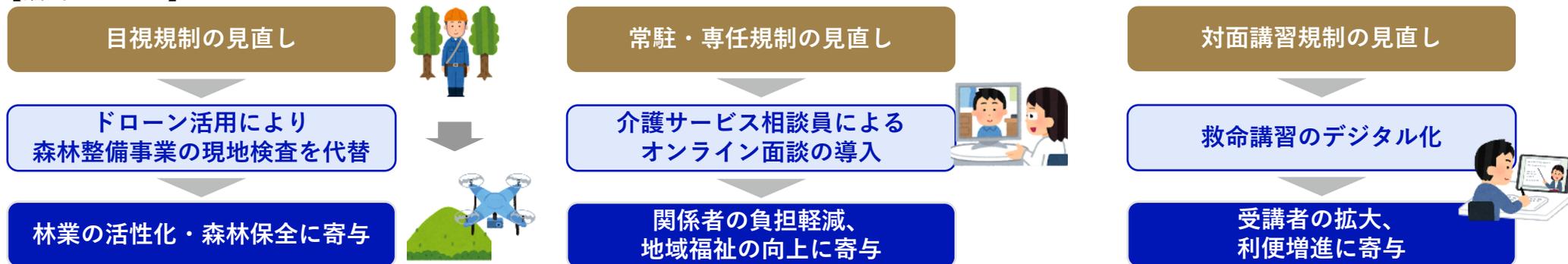
デジタル田園都市国家構想交付金の活用による後押し (2023年度)



- ・ デジタル原則適合性の観点から実施する規制の見直しを踏まえた、デジタルの活用とそれによる地域の課題解決・住民の利便性向上を図る取組について、デジ田交付金により後押し (交付金の活用イメージとして提示)

※ [措置対象] デジタル技術の実装に要する費用等

【活用イメージ】



「デジタル改革共創プラットフォーム」によるデジ臨⇔自治体の双方向コミュニケーション (2022/11/18～)

- ・ デジ臨の取組について情報発信し、地方公共団体における取組の機運の醸成
- ・ 地方公共団体からデジタル庁への相談、法令の見直しの提案
- ・ 地方公共団体間の意見交換



電子官報の実現

- 明治以来紙で発行されてきた官報を電子化。
- 法令公布の手段でもある官報の電子化は法制分野のDXの基盤に。

※1999年から「インターネット版官報」で官報情報を配信。他方、官報の発行に関する法律上の規定は存在しない。

経済界要望

- 官報の原本が慣習で紙媒体とされており、行政手続における書面の廃止やデータの再利用ができない
※商業登記法等で公告をしたことを証する書面として紙の官報を提出させている規定が12法律のほか政省令等に存在。会社等の登記申請の際は年間約13,500件から14,500件程度、紙の官報が提出されている。（内閣府調べ）

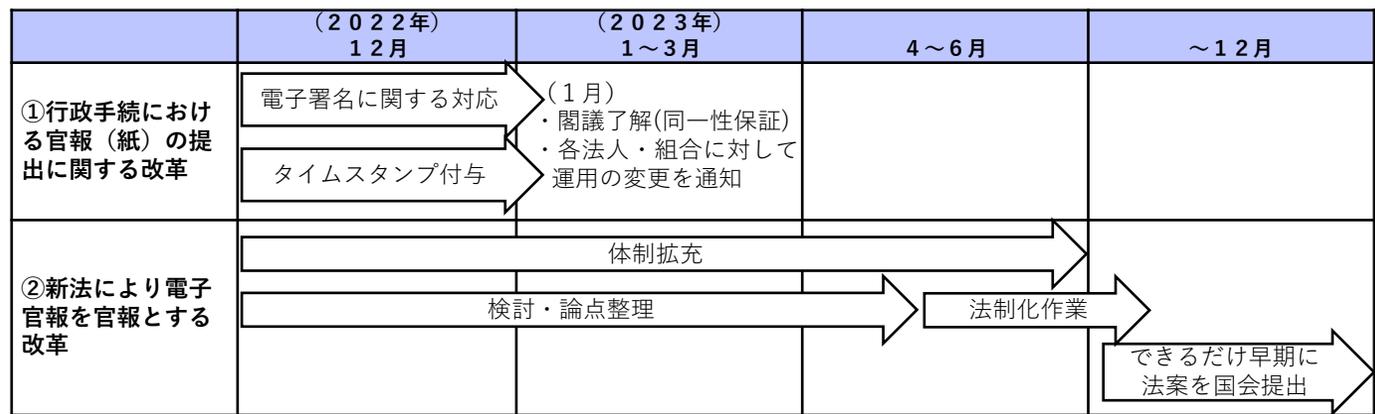
【実施済】改革①：行政手続における官報（紙）の提出を不要に

- 閣議了解（本年1月27日）により、セキュリティ強化等を行った「インターネット版官報」と官報（紙）の同一性を確保」
- 官報（紙）の書面添付を義務づけている行政手続（12法律等で規定）の運用を見直し

改革②：官報の発行に関する新法により電子官報を官報の正本として位置付け

- 内閣府において官報の発行に関する新法の立案作業を担う体制を構築し、検討を開始。年央までに検討・論点整理を終え、できるだけ早期に法案を国会に提出し、電子官報を官報の正本として位置付け。

◆官報電子化実現に向けた工程の概要



※その他、「インターネット版官報」の改善（一覧性のある目次付与、検索性の向上等）を実施

◆諸外国（いわゆる大陸法系諸国等）の状況

	EU 法律へのアクセスの容易化、コスト削減、迅速な出版の保証を意図して、2013年に欧州委員会規則によりEU官報（電子）が正本に。
	フランス ペーパーレス化法によって2016年に官報の紙出版は終了し、電子版のみを公開提供することに。
	ドイツ 昨年12月、連邦法令官報の電子版を正本とすること等を内容とする改正法案が成立。

出典：株式会社ぎょうせい調査、国立印刷局調査等

1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
(デジタル田園都市・マイナポータル)
- マイナンバー制度
- デジタル推進委員
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- Web3.0
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス (GSS)
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改定に向けて

マイナンバーカードに関するデータの公開

- データに基づいたオープンな政策立案・実施を目指す取り組みの一環として、マイナンバーカード交付枚数、健康保険証との紐付数、公金受取口座の登録数などマイナンバーカードに関連するデータの公開を開始しています。



宮崎県都城市の例(カード活用による市民サービス向上)

- マイナンバーカードが住民に行き渡り、自治体でデジタル化のツールとして効果的に活用することは、市民サービスの向上につながっている。

- 宮崎県都城市は、全国の市や特別区の中で第1位の交付率

令和5年1月末で人口に対する交付率は90.1% (申請ベースでは94.8%)

- マイナンバーカードが広く行き渡ったことで、住民票のコンビニ交付の活用を推進

ー コンビニ交付手数料を一律150円に引き下げ (窓口では300円)

ー 1月には、市が発行した住民票などの証明書の半数余りにあたる6,018通がコンビニ交付

コンビニ交付サービス利用率は、53.3%

※コンビニ等で取得可能な証明書発行枚数のうち、コンビニ交付サービスを利用した発行枚数の割合 (令和5年1月)



- 市役所で証明書の発行を担当していた職員2人を人が足りていない別の部署に配置し、市民サービスが向上※

自治体におけるマイナンバーカードの活用状況

マイナポータル等によるオンライン申請：約1,000自治体

コンビニ交付サービス：1,050自治体 10,997万人をカバー

図書館カード：86自治体+17道府県

三笠市、常陸太田市、潮来市、小山市、みどり市、吉岡町、加須市、千葉市、八王子市、魚沼市、三条市、新潟市、胎内市、高岡市、射水市、舟橋村、富山市、越前市、鯖江市、勝山市、福井市、甲斐市、大垣市、池田町、富士宮市、小牧市、松阪市、湖南省、泉佐野市、たつの市、芦屋市、加西市、加東市、三田市、小野市、神河町、神戸市、西宮市、西脇市、赤穂市、相生市、丹波市、姫路市、宝塚市、養父市、葛城市、桜井市、田原本町、海南市、和歌山市、岡山市、善通寺市、松前町、宗像市、朝倉市、飯塚市、北九州市、阿蘇市、大分市、鹿児島市、笠間市、利根町、宇都宮市、豊島区、氷見市、上市町、立山町、小松市、川北町、塩尻市、各務原市、池田市、土岐市、津市、王寺町、笠岡市、井原市、備前市、美咲町、徳島市、松山市、松浦市、白杵市、都城市、日置市、喜界町
北海道、青森県、岩手県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、京都府、和歌山県、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、鹿児島県

印鑑登録証：43自治体

紫波町、多賀城市、大崎市、登米市、潟上市、棚倉町、古河市、鹿嶋市、龍ヶ崎市、下野市、上三川町、足利市、大田原市、栃木市、那須塩原市、芳賀町、野木町、港区、渋谷区、品川区、綾瀬市、伊勢原市、津幡町、あわら市、おおい町、越前市、越前町、吉田郡永平寺町、鯖江市、勝山市、南条郡南越前町、岡谷市、宮田村、喬木村、上田市、豊丘村、蒲郡市、茨木市、箕面市、加西市、松山市、松前町、宜野座村

書かない窓口：33自治体

釧路町、根室市、白糠町、別海町、陸別町、北上市、大江町、猪苗代町、伊奈町、吉見町、平塚市、三条市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、野々市市、福井市、豊丘村、桑名市、京丹後市、精華町、伊丹市、姫路市、吉野町、生駒市、安芸高田市、東かがわ市、松前町、大川市、粕屋町、新富町、瀬戸内町、大和村、南九州市

証明書自動交付：10自治体※コンビニ交付は除く

札幌市、花巻市、小平市、珠洲市、和気町、大洲市、久留米市、柳川市、鹿屋市、島尻郡八重瀬町

職員証：8自治体

三条市、豊橋市、姫路市、土庄町、新居浜市、高知市、八代市、都城市

※自治体名は令和4年7月の調査結果による。ただし図書館カードについては、マイキープラットフォームを活用している団体を追加

デジタル技術・基盤活用の好事例（自治体サービス）

- マイナンバーカード等の活用による「書かないワンストップ窓口」を北海道北見市が先導。既に約70自治体がデジ田交付金を活用して導入中。
- さらに、ガバメントクラウドを活用した先行優良自治体の取り組みの全国展開を検討中。

事例 北海道北見市、岩見沢市、埼玉県深谷市「書かないワンストップ窓口」



- ガバメントクラウドによる窓口支援システムの全国利用の手法も考えられる。

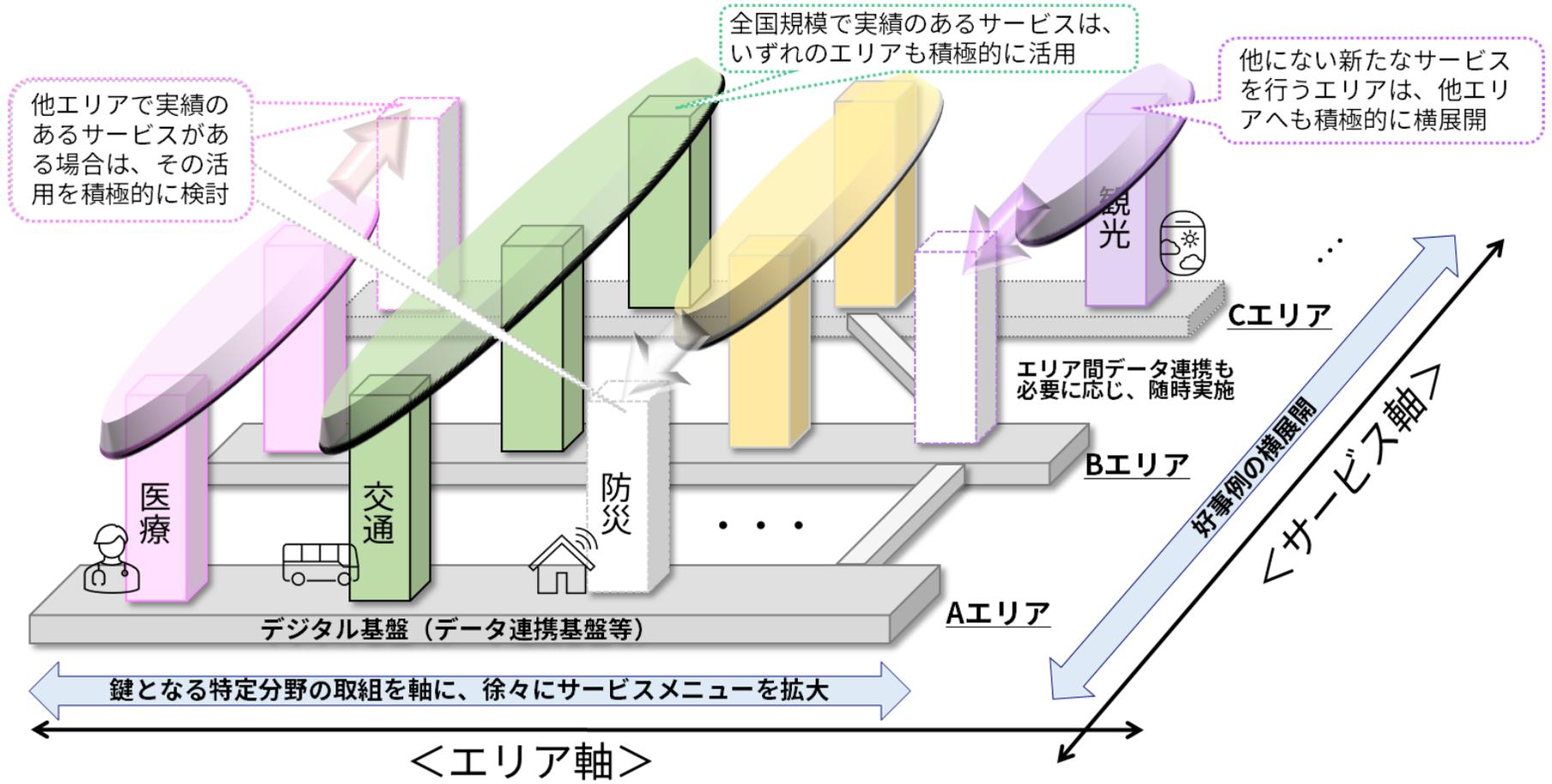


効果

- 住民：手続き時間の短縮、窓口移動回数の削減
- 役所：業務の効率化、サービスレベルの標準化
- 書かない、待たない、回らない（ワンストップ）窓口サービス実現の基盤となる。

デジ田構想における生活サービスの全国的な横展開のイメージ

- 各エリアは、最初に手掛ける「鍵となる取組」（自治体サービス先行、特定分野サービス先行、包括サービス型など始め方は色々考えられる）について、以下のマッピングにおける位置を確認し、他地域に活用可能なサービスがあれば積極的に活用。逆に、他にない新たな取組であれば、積極的に横展開。
- エリア・サービス両軸での展開を通じて、全国フルメッシュでのサービス実装を目指す。



新しいマイナポータル実証版のリリース

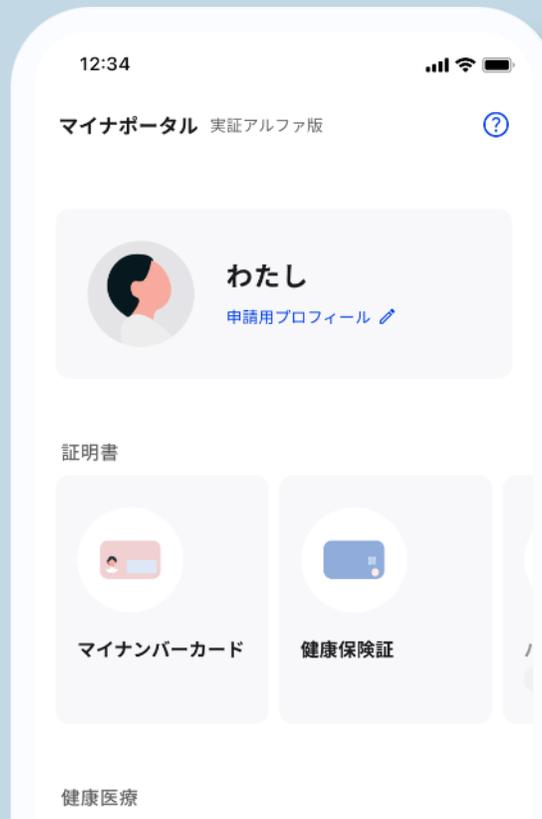
情報設計や伝えかたを見直した、新しいマイナポータルを2022年12月19日に実証アルファ版としてリリース。

手続きの検索、薬の記録の確認などの機能を、スマートフォンで誰でも体験可能に。

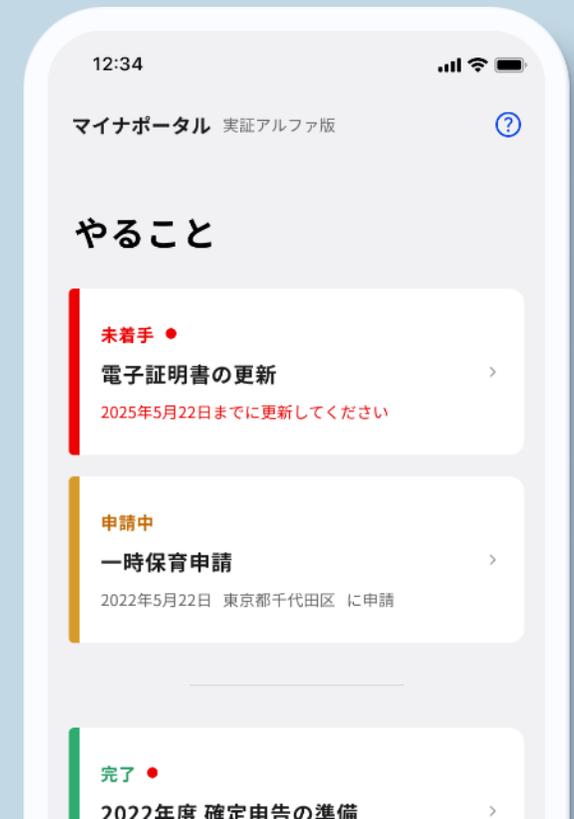
1 見つけるをサポート



2 確かめるをサポート



3 忘れないをサポート



マイナポータル機能強化 (デジタル庁発足以降)

令和3年9月

デジタル庁発足



令和3年10月

薬剤情報・特定健診情報の閲覧機能



- 令和3年9月診療分以降の薬剤情報、令和2年度実施分以降の特定健診情報が閲覧可能。
- 民間サービス事業者に対してAPIの提供開始。

令和3年11月

医療費情報の閲覧機能

- 令和3年9月診療分以降の医療費情報が閲覧可能。
- 民間サービス事業者に対してAPIの提供開始。

令和4年1月

ふるさと納税控除証明書の連携機能



- ふるさと納税の寄付金控除の証明書データを入手し、e-Taxの確定申告書作成コーナーで確定申告可能。
- 令和3年分確定申告から対応。

令和4年5月

国民年金保険料免除申請のワンクリック手続き



- 国民年金保険料の免除・猶予の対象者に、申請事項が記入済の案内をマイナポータル経由でプッシュ通知。
- ワンクリックで簡単に電子申請可能。

令和4年9月

診療情報の閲覧機能



レセプトから抽出した診療情報を、マイナポータルで閲覧・取得可能。

令和4年10月

国民年金保険料の控除証明の連携機能

令和5年1月

公的年金等源泉徴収票の連携機能

令和4年分から公的年金の控除証明書/源泉徴収票をマイナポータルを経由して確認・取得し、e-Taxで確定申告可能。

医療費の合計	
対象期間	20xx年X月から20xx年X月まで
窓口負担相当額	X,XXX 円
年間の合計	
対象期間	20xx年X月から20xx年X月まで
窓口負担相当額	X,XXX 円

※ 令和5年2月から令和4年中の医療情報取得可能

マイナポータル

表示期間
2021年9月から2021年10月まで

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の削減可能額の合計
3,000 円

薬剤情報詳細

2021年10月3日
オン資格薬局 (オン資格病院)

向) マイスリー錠5mg

内服

調剤数量: 6錠30日分

明細を表示

マイナポータル

診療・薬剤情報

20xx年X月XX日
マイナボクリニック

診療情報

再診料

診療識別: 再診

回数: 1回

お知らせ一覧

お知らせ

2022年3月4日

【件名】
学生納付特例制度の手続きについて

【差出人】
日本年金機構 (ねんきんネット)

お知らせ詳細を表示

2022年3月4日

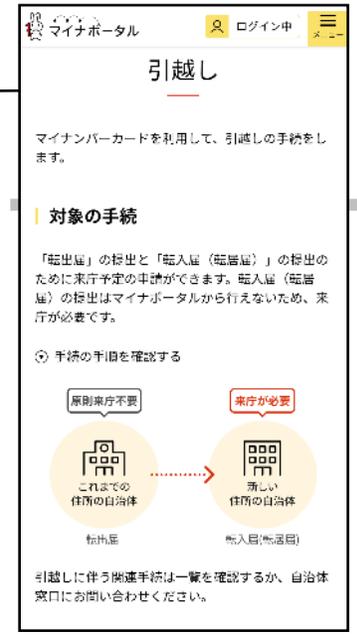
【件名】
国民年金保険料の免除・納付猶予制...

【差出人】
日本年金機構 (ねんきんネット)

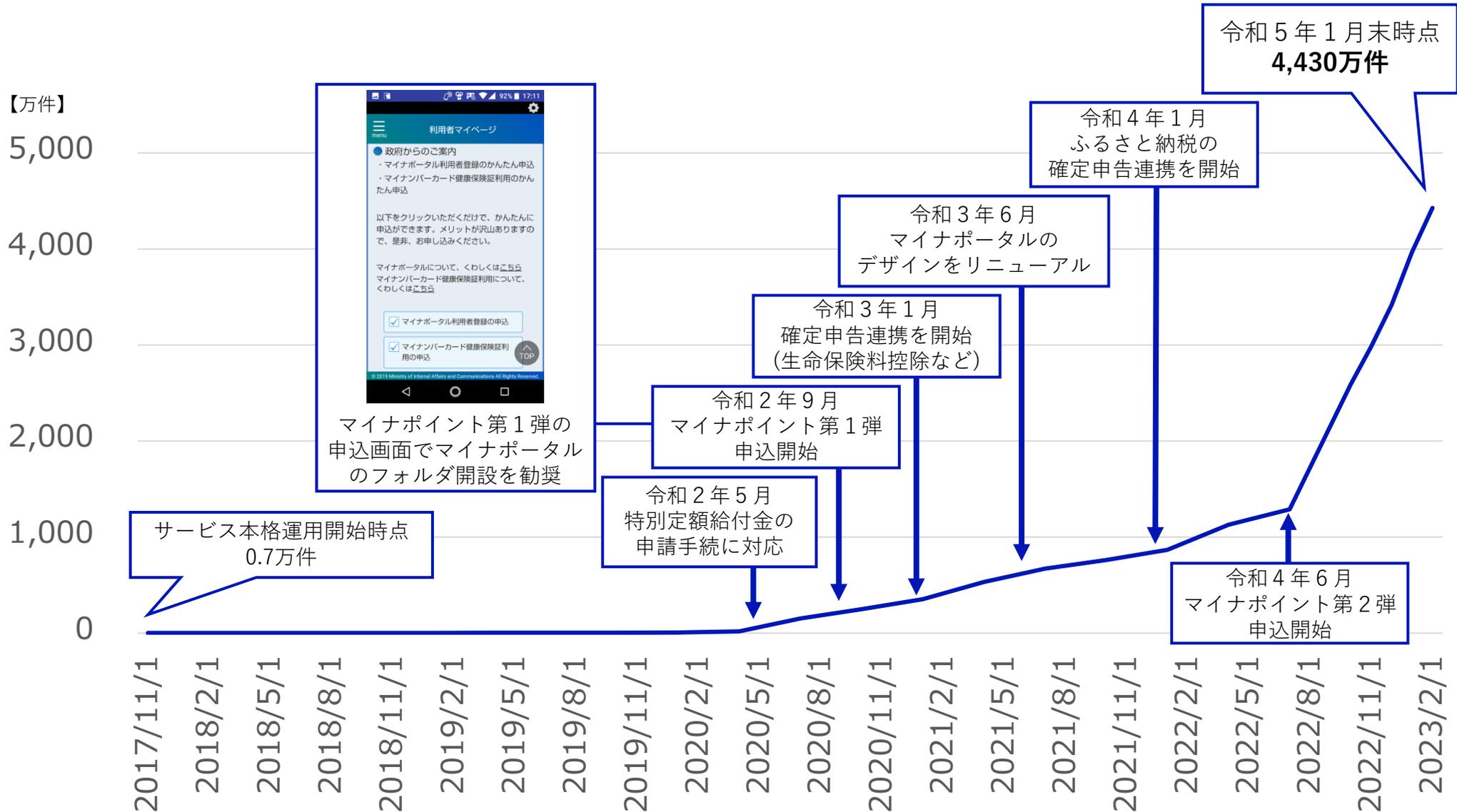
お知らせ詳細を表示

マイナポータル機能強化 (デジタル庁発足以降)

令和5年1月	電子処方箋情報の閲覧機能	電子処方箋情報をマイナポータルで閲覧・取得可能。
令和5年2月	引越しのオンライン手続き機能	引越しの係る転入予約・転出手続きがオンラインで可能。
令和5年3月	旅券(パスポート)のオンライン申請開始	旅券(パスポート)の切替申請をオンラインで可能になる予定。
令和5年3月	ぴったりサービスでの公金口座情報の利用	ぴったりサービスで申請等を行う際に登録した公金口座情報の利用が可能になる予定。
令和5年度中	就労証明書のオンライン提出	ぴったりサービスで企業から統一様式の就労証明書を市区町村にオンライン提出が可能になる予定。
令和6年度中	国家資格システムとの連携	マイナンバーカードを利用して国家資格等の証明・提示が可能になる予定。
令和6年度中	戸籍情報連携システムとの連携	法務省所管の戸籍情報連携システムとマイナポータルが連携する予定であり、電子申請に戸籍情報の活用等が可能になる予定。
令和6年度中	旅券(パスポート)の新規申請への対応	戸籍情報連携システムとの連携により旅券(パスポート)の新規申請の際に戸籍情報の連携が可能になる予定。
令和6年度中	マイナンバーカードと運転免許証の一体化対応	マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、マイナポータルで免許証情報の閲覧や住所変更申請等が可能になる予定。



マイナポータルの利用者フォルダ数の推移について



1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

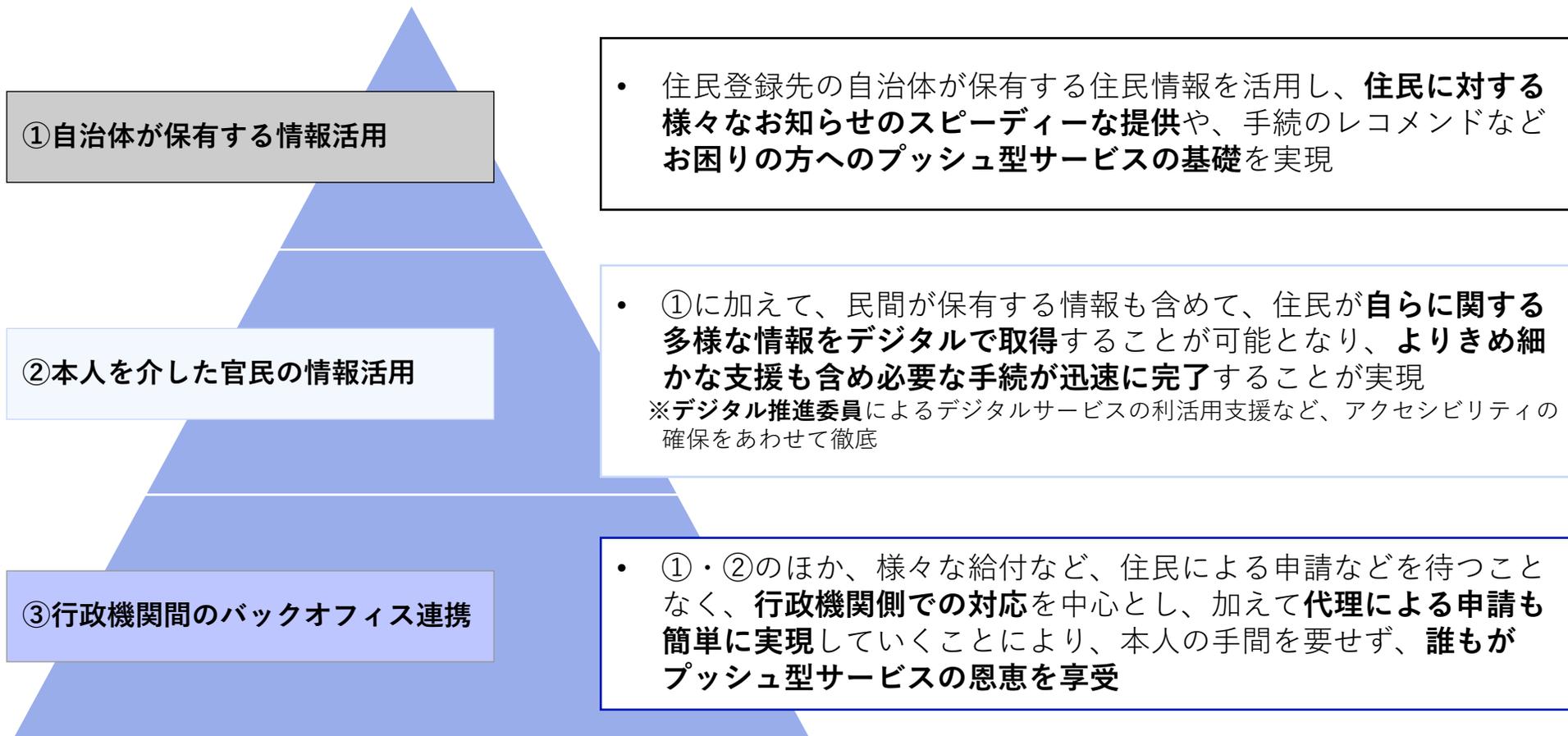
2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
(デジタル田園都市・マイナポータル)
- **マイナンバー制度**
- デジタル推進委員
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- Web3.0
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス (GSS)
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改訂に向けて

トータルデザインを通じた「デジタル・セーフティネット」の一層の強化



これらが**包括的に実現することにより**、利便性の高いデジタルサービス実現と同時に、

正確な情報にもとづき、支援を必要とする方に手が差し伸べられ、また適切な支援等が迅速に受けられる環境整備となり、デジタル社会における「**デジタル・セーフティネット**」としての**機能**も一層強化。

公共サービスメッシュ（情報連携の基盤）

- 「スマートフォンで 60 秒で手続きが完結」「7 日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」等の実現に向け、情報連携の基盤である公共サービスメッシュについて、**令和 7 年度を実装のターゲット**として検討を進めているところ。
- 地方公共団体内の住民情報活用・行政機関間の連携・民間との対外接続で一貫した設計で対応できるようにする。

行政機関間の情報連携インフラの刷新

・情報連携による添付書類削減

※マイナンバー法に基づき連携

活用例

- 自治体職員が、行政事務を実施する際に、住民の所得情報等を効率的に照会できる。かつインフラとして民間並みコストが実現されている。

プッシュ型サービス実現のための自治体内の住民情報の活用

・申請内容のプレ表示
・プッシュ型の手続き案内

活用例

- 住民が、行政事務を実施する際に、自分や世帯員の 4 情報、自らの国保・児童手当の受給等の状況の情報がプレ表示されている（入力是最小限）。

1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
(デジタル田園都市・マイナポータル)
- マイナンバー制度
- **デジタル推進委員**
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- Web3.0
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス (GSS)
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改定に向けて

デジタル推進委員等の取組について（概要）

目的

- 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、**デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かなサポートなどを行うことで、社会全体として、デジタル社会の利便性を誰一人取り残されず享受できる環境を作っていくための取組に対する国民の理解を深め、幅広い国民運動として展開**

デジタル推進委員等の募集対象

デジタル推進委員

- ① **関係省庁（総務省、厚労省、文科省等）が実施する事業**において、デジタル機器・サービスの基本的な利用方法を教える・サポートする者
- ② **自治体・関連団体（経済関連団体・士業団体）、ボランティア団体等の取組**において、高齢者・障害者等に対し、上記と同様の活動を行う者



デジタル推進よびかけ員

- ③ デジタルと聞いただけで躊躇する高齢者等が取り残されないよう、**地域で身近に声がけ（参加の呼びかけ等）を行う者**（自治会・町内会、ボランティア団体等）

※ 段階的に対象を広げていくことを想定

デジタル大臣による任命

● 応募手続等

- － 原則オンラインで応募受付
- － オンラインで動画視聴
- － 毎年度更新

● 活動を後押しする取組

- － オープンバッジ※の付与
- － デジタル推進委員同士の意見交換や情報共有・提供等



※ SNSや名刺等に活用できる電子的な画像

任命人数

令和5年2月28日現在、約23,700人を任命。

1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
(デジタル田園都市・マイナポータル)
- マイナンバー制度
- デジタル推進委員
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- Web3.0
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス (GSS)
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改定に向けて

医療DXに係る具体的に推進すべき施策

(「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)より抜粋して一部改変)

(1) 「全国医療情報プラットフォームの創設」

オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療(介護を含む)全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームを創設。

(2) 「電子カルテ情報の標準化等」

医療情報の共有や交換を行うに当たり、情報の質の担保や利便性・正確性の向上の観点から、その形式等を統一。その他、標準型電子カルテの検討や、電子カルテデータを、治療の最適化やAI等の新しい医療技術の開発、創薬のために有効活用することが含まれる。

(3) 「診療報酬改定DX」

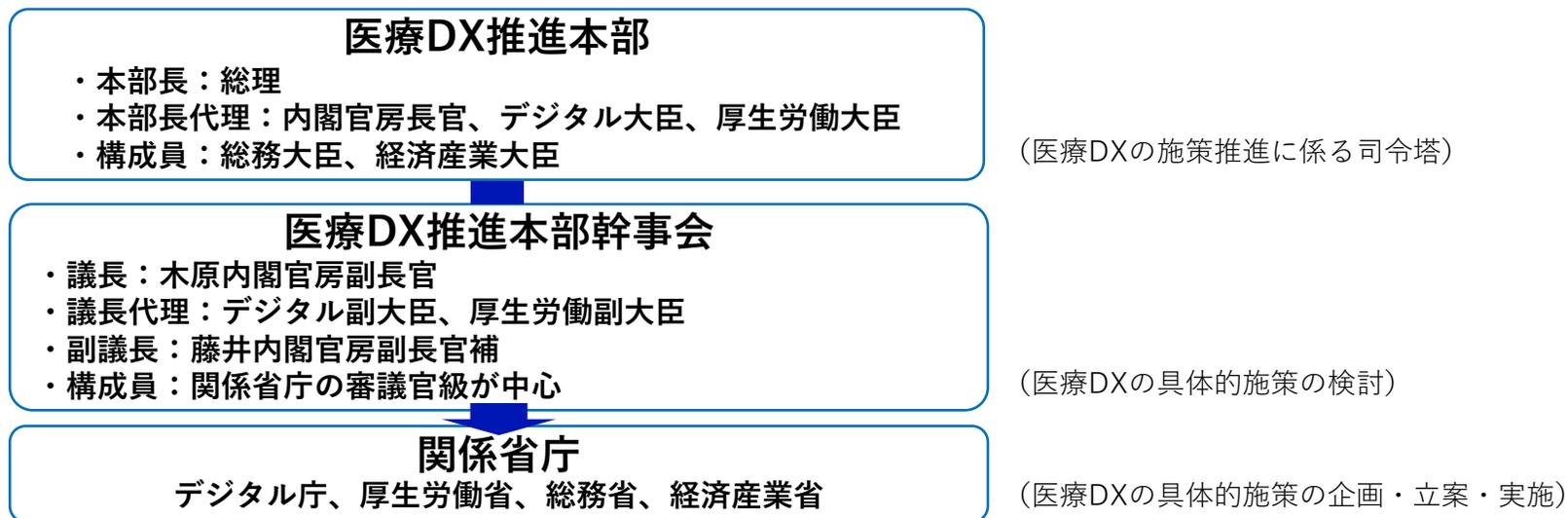
デジタル人材の有効活用やシステム費用の低減等の観点から、デジタル技術を活用して、診療報酬やその改定に関する作業を大幅に効率化。これにより、医療保険制度全体の運営コスト削減につなげることを目指す。

※医療情報の利活用に係る法制上の措置等を講ずることとしている点についてもフォローアップを行う。

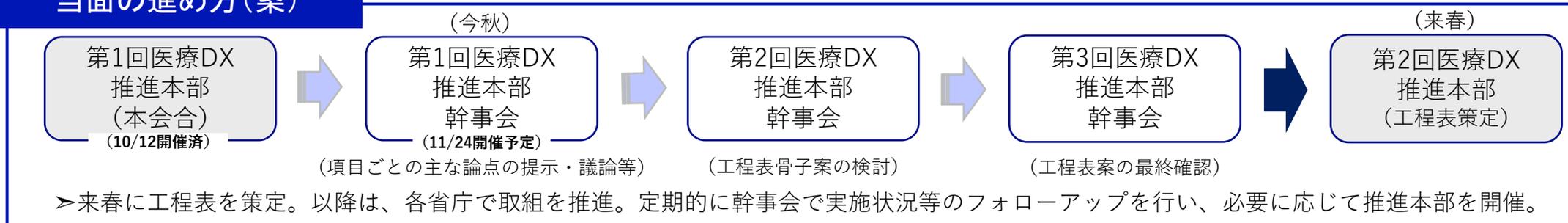
医療DXに関する施策の推進に関する当面の進め方

- 医療DXに関する施策について、関係行政機関の密接な連携の下、政府一体となって推進していくため、医療DX推進本部及び推進本部幹事会を設置。
- 医療DXに関する施策をスピード感をもって推進していくため、工程表の策定を行う。

推進体制



当面の進め方(案)



デジタル原則からみた医療DX

- 今後の医療DXの基盤となる、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DXを進め、感染症有事の対応を含め、医療全体のDXを工程表を策定して、強力に進めていく。

✓国民、医療機関等の方々がデジタル化のメリットを早く感じていただけるよう、以下の項目の早期実現を目指す。

(1) マイナンバーカード1枚で患者等が様々な医療・福祉サービスを受けることができ、医師等も医療サービス提供に必要な認証ができる

- ・ 医療機関等で示す様々な証、手帳等については、マイナンバーカードに一元化する。
→国民はマイナンバーカード一枚で医療機関等に。自治体、健保組合等も、記録管理事務が効率的に。
※健康保険証、公費制度（生活保護、難病等）の各種受給証、診察券、予防接種の接種券、母子健康手帳、お薬手帳など

(2) 医療・福祉サービスに関する手続きをデジタル化し、1度入力された情報は再度の入力を要しない

- ・ 医療・福祉サービスに関わる紙の届出はデジタル化する。その際、自治体、保険者、医療機関等の関係システムを連携し、一度入力された情報は、再度入力しない（入力のワンストップ化）。
→医療に関わる職員に書類作成の負担を軽減するとともに、その後の共有や管理が効率的に。
※処方箋、感染症法上の届け出、介護保険や生活保護での主治医意見書、生命保険等の診断書、死亡診断書、医療機関間の情報提供書、問診票、予診票、障害年金等の障害等級や労災保険の手当金の判断資料など

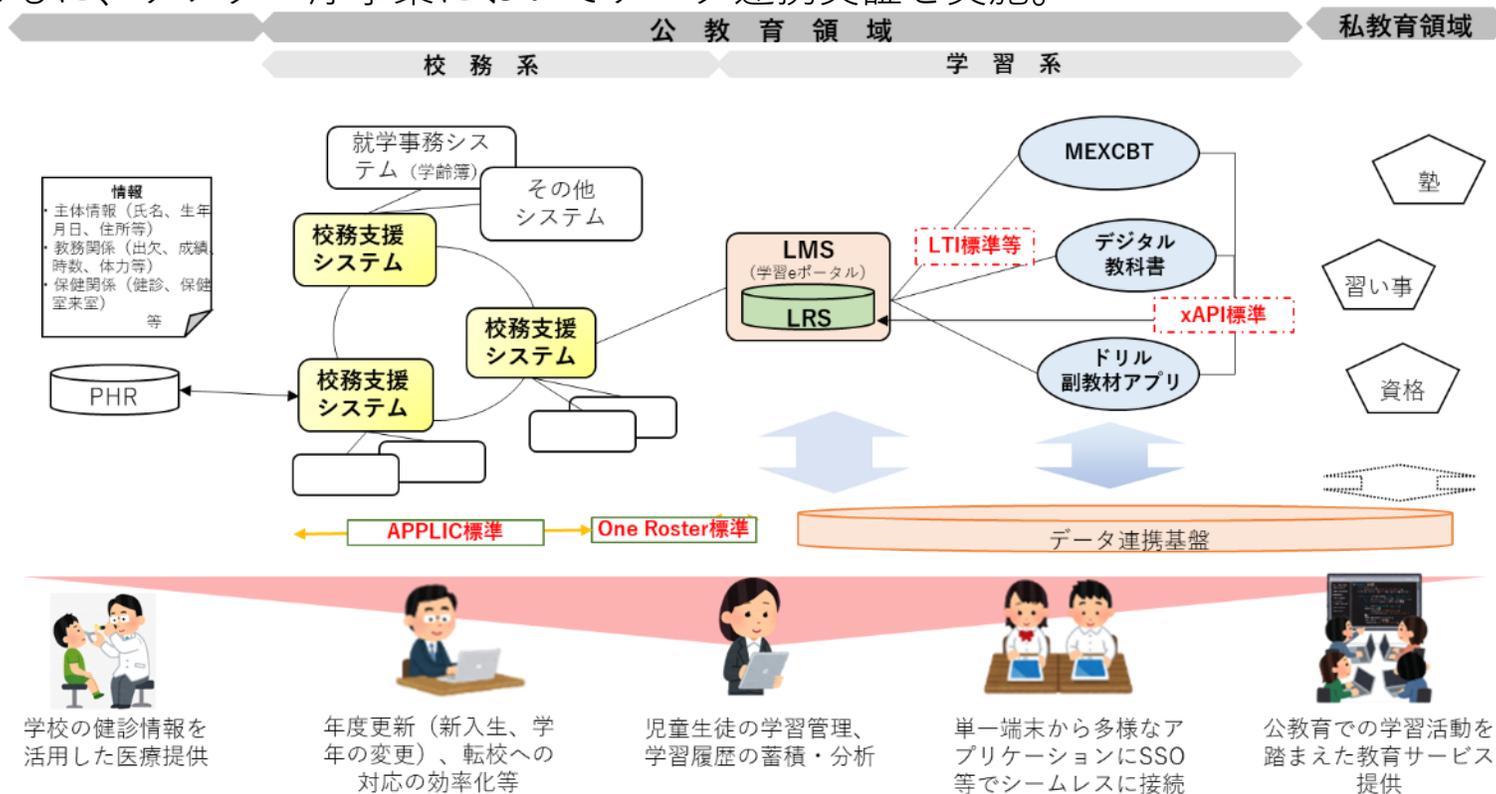
(3) マイナンバーカードで自身の健康に関する情報を必要な相手に共有できるようコントロールできる

- ・ マイナンバーカードで患者の同意を得つつ、医療情報全般にわたって全国の医療機関等で共有を可能とするとともに、国民も、マイナポータル等で閲覧可能に。
→診療の質の向上、重複検査・投薬の回避につながるるとともに、国民の健康維持・増進にも寄与
※薬剤情報、健診情報、電子カルテ情報、予防接種情報、母子保健情報など
- ・ 医療情報について、質の高いビックデータとして分析・研究開発で活用し、エビデンスに基づいた医療の質の向上を実現する。
→治療の最適化やAI医療等の新技術開発、創薬、新たな医療機器の開発等

※個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」、一度提出した情報は二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」、様々な手続・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」、のデジタル3原則の考え方が重要。

教育分野におけるデータ連携の考え方

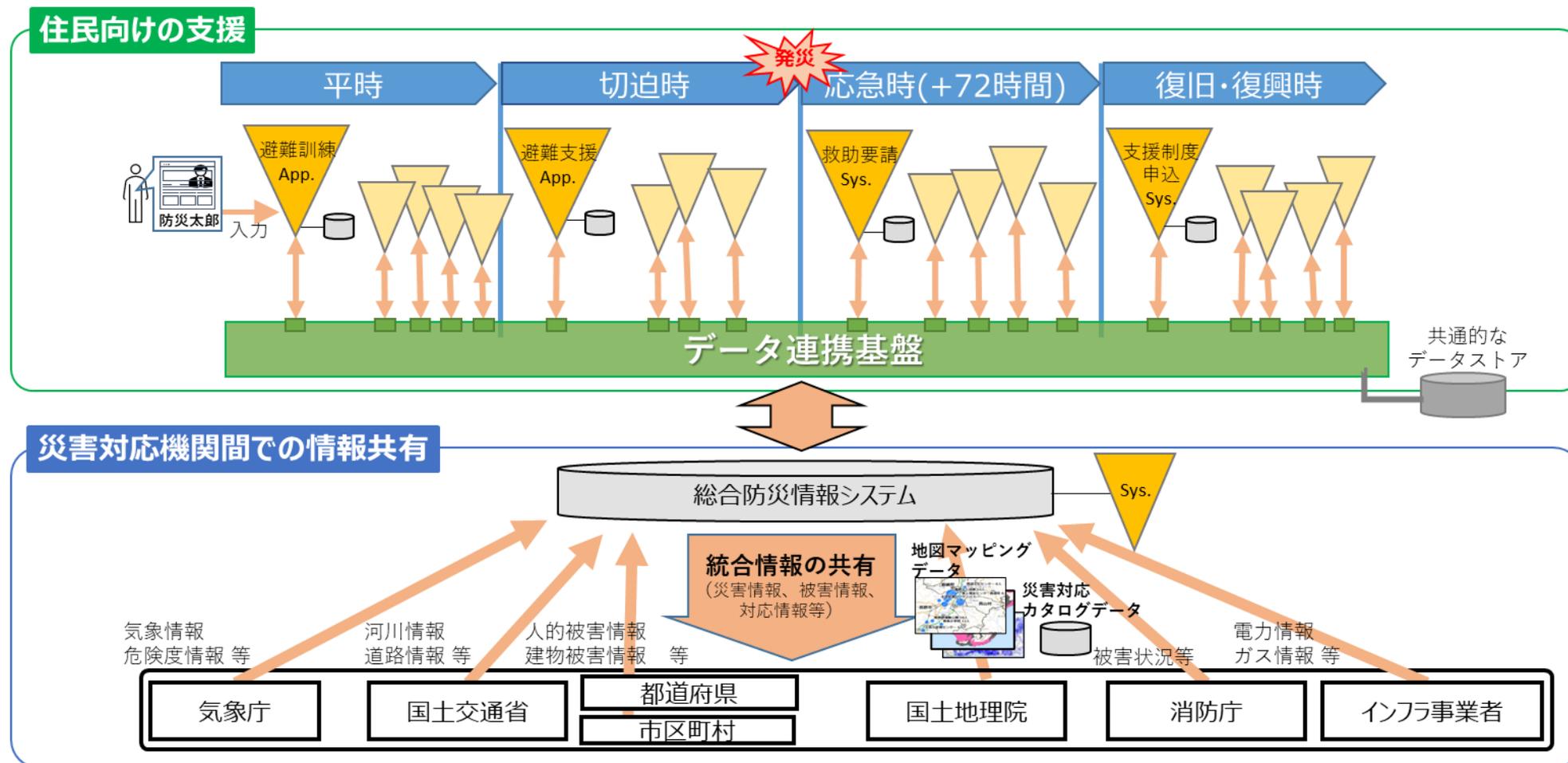
- 校務は閉鎖型のネットワークからオープンネットワークに移行させることが必要。それにあわせ、校務データはAPPLIC標準、校務から学習へのデータ送達（名簿情報）は国際規格One Roster標準で再整備し、全校へ普及。
- 学習系は、各学習eポータルを核に、各種教材、学習ツール等との連携を念頭。学習eポータルと各種教材等や校務支援システムの接続規格（LTI標準、One Roster標準等）について、今年度「学習eポータル 標準モデルVer.3.00」を策定するとともに、デジタル庁事業においてデータ連携実証を実施。



※公教育領域から私教育領域へのデータ連携はPDSを媒介に個人が任意で行うことを念頭に検討。
 ※転校等を想定した相互運用性の確保を念頭に検討。
 ※各システムについては、ベンダーロックインとならないよう仕様を定義することを検討。

防災分野のデータ連携のためのプラットフォーム

- 個々の住民等が災害時に的確な支援が受けられるよう、防災アーキテクチャの検討を進め「データ連携基盤」の構築を進めるとともに、災害対応機関等で災害時の情報共有を図る「防災デジタルプラットフォーム」を構築



防災DX官民共創協議会

◆ 会員として、287者（自治体74、民間213）が集結※

※ 2月7日時点

（民間会員：LINE、YahooなどのWEBサービス大手や、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクといった携帯キャリアのほか、メーカーやコンサルタント、公共インフラ関連など幅広い業種から参画）

◆ サービス・技術については、112件の応募※

◆ 2022年12月19日 発足イベントとなる「キックオフ会議」「公開シンポジウム」を開催



河野大臣挨拶

□ 主な活動項目（案）

1. 防災分野で活動する団体等への意見聴取と課題の明確化
2. 防災DXに係る技術動向と重点分野・普及方策等の検討
3. 防災分野の**データアーキテクチャとデータ連携基盤**の検討
4. 災害対応状況等に応じて防災アプリに求められるデータ項目等の検討
5. **（デジタルマーケットプレイス導入に向けた）**防災分野のアプリやシステム等の調達適合性判断基準の枠組みの検討
6. **マイナンバーカード**を活用した防災対策の検討
7. 防災分野でのデジタル化推進に必要なと認められる事項の検討

□ 当面の活動方針

- ・ 当面、協議会は会員へのアンケート・ヒアリングや関係者との意見交換を通じて「防災DXの定義、課題の整理」に主眼を置いた活動（「主な活動項目」の1）
- ・ 2023年4月以降、理事会の組成や会則の策定など、協議会として本格的な組織化・運営をスタート

デジタル交通社会のありかたに関する研究会

- 国民一人一人の目線にたった社会や暮らしのありかた、そこからバックキャストしたモビリティのありかたについて、広い視点からご意見を頂きながら検討した。

検討の経緯（各回のテーマと論点）

第1回 4/13	住民起点の道路“資産活用”ーデジタルとリアルとの融合ー (論点) 海外はうまくいって、日本はなぜうまくいかないのか？
	茨城県境町におけるNAVYA ARMAを活用したまちづくりについて (論点) 境町のような社会実装を広げて行くためにはどうしたら良いか？
第2回 4/27	持続可能な街づくりと移動ニーズ解消のための不可欠要素について (論点) 暮らし起点であるべき社会の将来像を考える際には、どうしたら良いか？
	リビングラボ（living lab）を通じたユーザー共創による地域づくり (論点) ビジネスモデルを成立させ、どのようにアップサイドを狙うのが良いか？
第3回 5/17	Well Beingの視点から考えるモビリティ Livable Well Being City Indicatorの活用 (論点) 一人ひとりの暮らしから考えるにあたり、どこを目指していけば良いか？
	デジタル時代のアーキテクチャ～進む方向と実証事例分析～ (論点) あらゆる地域で、モビリティサービスを受けられるために、将来像を構造化することで、横展開できるのか？
第4回 5/27	自律移動ロボット・3次元空間情報基盤に関するアーキテクチャ設計の検討状況 (論点) 将来に向けて、安全、安心、迅速に、様々なサービス・アプリを社会実装していくために、どのような共通基盤が必要か？

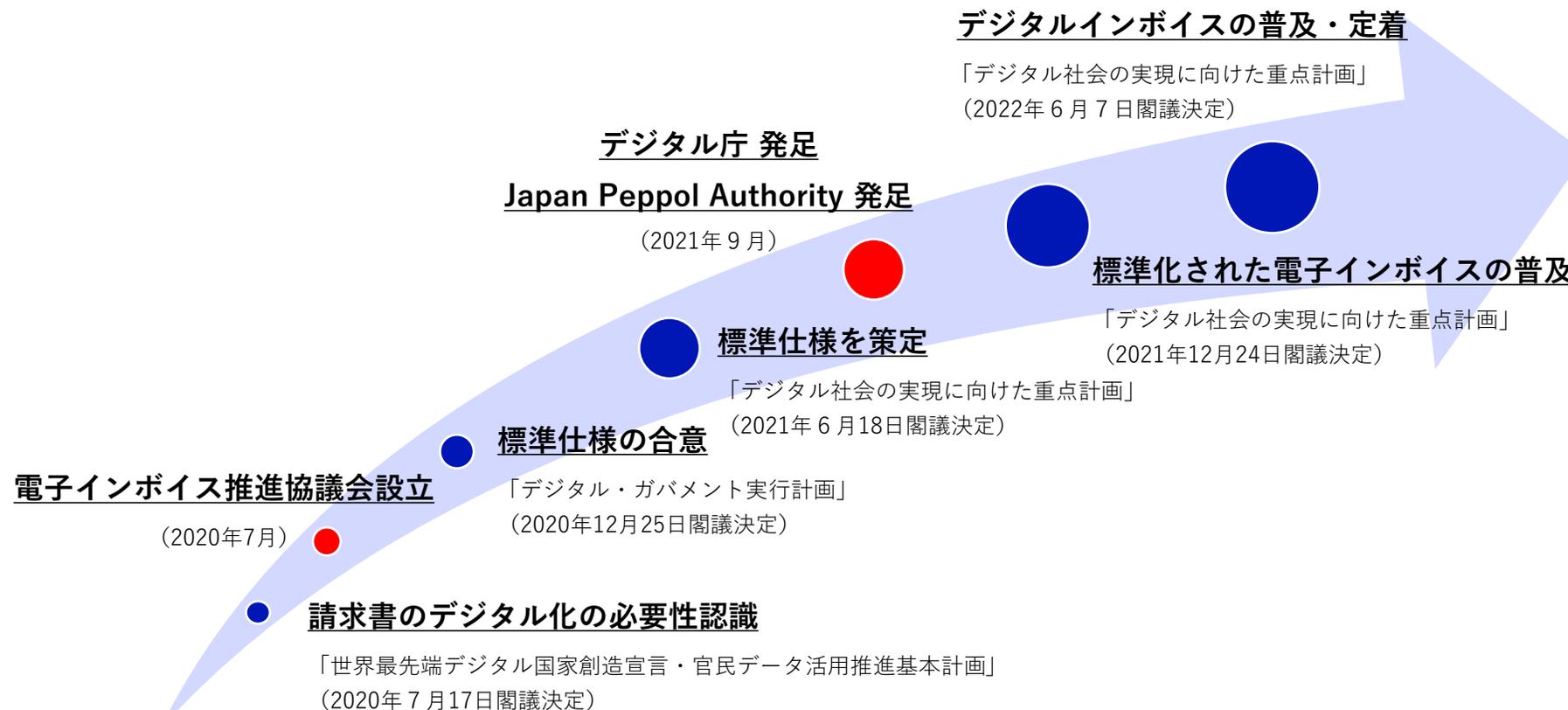
構成員

石田 東生	筑波大学 名誉教授・特命教授 (座長)
石丸 修平	福岡地域戦略推進協議会 事務局長
川端 由美	自動車ジャーナリスト・環境ジャーナリスト
葛巻 清吾	戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 自動運転プログラムディレクター
甲田 恵子	株式会社 AsMama 代表取締役社長
齊藤 裕	独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) デジタルアーキテクチャ・デザインセンター センター長
村瀬 恭通	パナソニック株式会社 モビリティソリューションズ担当 参与
白坂 成功	慶應義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント研究科 教授
須田 義大	東京大学 生産技術研究所 教授 モビリティ・イノベーション連携研究機構長
南雲 岳彦	一般社団法人 スマートシティ・インスティテュート 専務理事
橋本 正裕	茨城県境町町長
日高 洋祐	株式会社 MaaS Tech Japan 代表取締役CEO
宮代 陽之	株式会社 国際経済研究所 非常勤フェロー
桃田 健史	自動車ジャーナリスト/永平寺町工ボリューション大使
山本 昭雄	特定非営利活動法人 ITS Japan 専務理事
山下 義行	一般社団法人 日本自動車工業会 次世代モビリティ委員会 デジタルタスクフォース リーダー



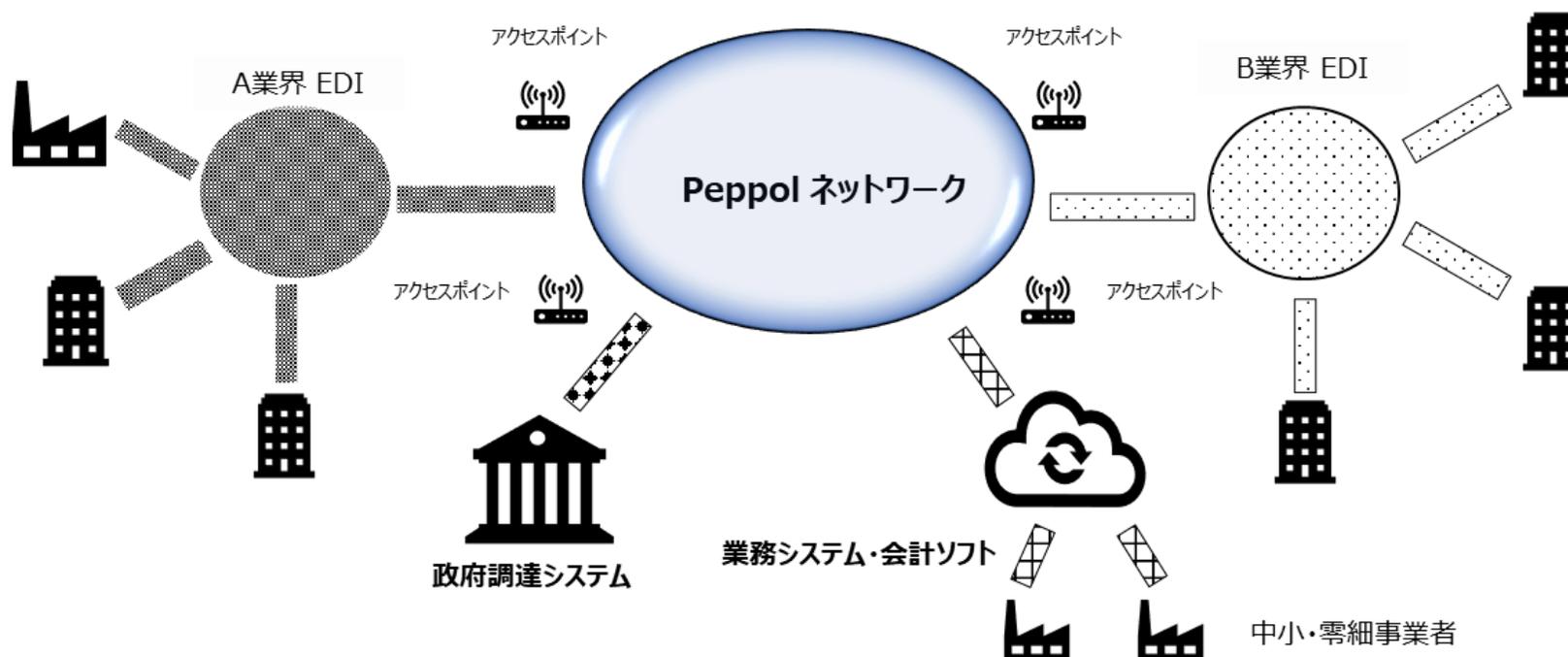
デジタルインボイスに係るこれまでの主な取組

- 令和5年（2023年）10月の消費税のインボイス制度への移行を見据え、デジタルインボイスの利活用を通じ、事業者のバックオフィス業務の効率化・生産性向上を実現するとともに、新たな価値の創造・更なる成長を目指す。



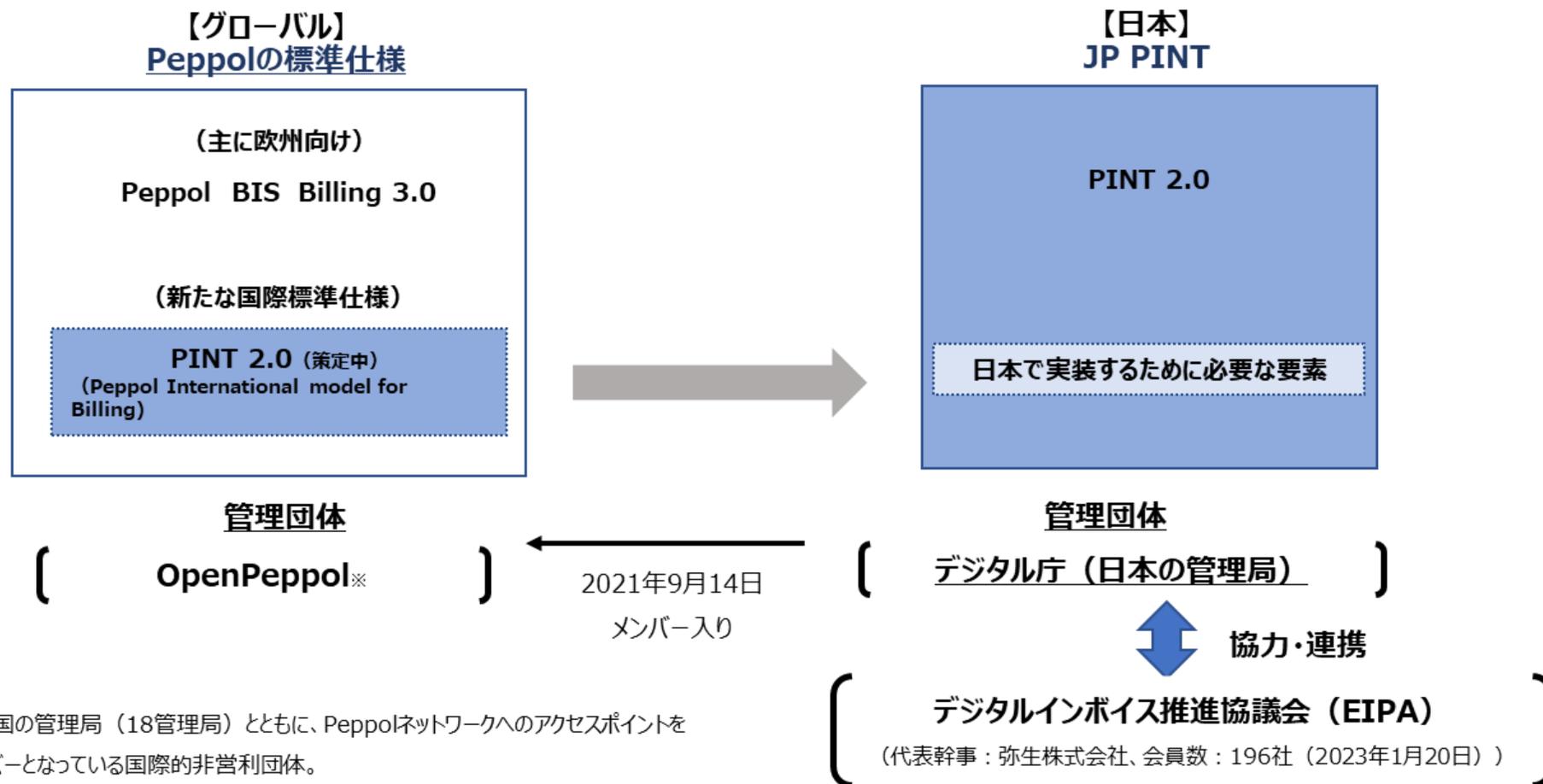
デジタルインボイスを実現する(Peppol(ペポル)とは?)

- 「Peppol」 (Pan European Public Procurement Online) とは、電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」・「運用ルール」・「ネットワーク」のグローバルな標準仕様。請求情報（請求に係る情報）を、売り手のシステムから、買い手のシステムに対し、人を介することなく、直接データ連携する仕組み。その際、売り手・買い手のシステムの「違い」などは問われない。
- ユーザーは、自らのインターフェース（既存のインターフェース）を活用し対応することが可能であり、負担が少なく、かつ、快適なUI/UXでデジタルインボイスをやり取りすることが可能となる。



デジタルインボイスを実現する(デジタル庁が果たす役割)

- わが国の標準仕様 (JP PINT) のベースである新たな国際標準仕様「PINT」の早期策定を後押し。同時に、JP PINTが真のグローバル標準となるよう取り組む。



※OpenPeppolとは、各国の管理局（18管理局）とともに、Peppolネットワークへのアクセスポイントを提供する事業者等がメンバーとなっている国際的非営利団体。

1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
(デジタル田園都市・マイナポータル)
- マイナンバー制度
- デジタル推進委員
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- Web3.0
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス (GSS)
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改定に向けて

データ戦略推進ワーキンググループの取りまとめ方針

○データ戦略の今後の方針

- データ戦略のうち、ベース・レジストリ、トラスト、データ連携基盤、DFFTを重点的に取り組むプロジェクトとして位置づけ、データ戦略推進ワーキンググループ（第6回）において改定案を取りまとめの上、令和3年度重点計画の別紙「包括的データ戦略」と令和4年度重点計画に記載された包括的データ戦略を令和5年度の重点計画に一本化。

○ベース・レジストリについて

- 令和5年2月28日 データ戦略推進ワーキンググループ（第6回）
ベース・レジストリの指定を見直し等について議論。
- （参考）令和5年2月22日 デジタル臨時調査会作業部会（第18回）
法人基本情報を例に、ベース・レジストリを整備し、組織間で共有することにより、各制度・行政手続において重複する申請／届出の省略＝ワンスオンリー（一度提出した情報は二度提出しない）の実現や通知等のデジタル完結の円滑化の実現にむけた検討を実施。

「ベース・レジストリ」見直し 考え方

1. 背景

これまで「包括的データ戦略」に基づき、ベース・レジストリ整備の実証事業等を行ってきたが、

- 利用目的に応じて参照範囲（公開範囲）を定める必要があること
- 社会基盤として参照可能なデータを整備する上では、データの元となる情報（情報源）の最新性や正確性等の品質担保が重要であり、データと情報源の役割に応じて一体的な検討が必要であること
- 品質担保を実現する上では、業務面（法令含む）やシステム面等の工数がかかること等の課題が判明。

2. 対応策

そのため、ベース・レジストリの「定義」や「指定」について、以下の見直しを行う

- ユースケースに基づき公開範囲をデータ項目単位で設定した上で、
- データと情報源の現状に応じて「整備済BR」と「今後整備するBR」に分け
- 法人・土地・不動産等の注力領域を設定してメリハリをつけ、デジタル臨調とも連携し、制度化含めた整備を進める

「ベース・レジストリ」指定 見直し（案）抜粋

<現行>

区分①：即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するものとして指定するデータ

分野	指定項目	指定データ等	所管部門
法人	会社法人等番号	商業・法人登記簿	法務省
	商号（法人名）		
	本店（所在地）		
	法人番号	法人番号公表サイト	国税庁
	決算情報	EDINET	金融庁

区分②：今後ベース・レジストリとして整備のあり方を含め検討するものとして指定するデータ

分野	指定項目	指定データ等	所管
土地 地図	アドレス	マスターデータを整備する必要あり	
	町字	電子国土基本図	国土地理院
	所在・地番	不動産登記簿	法務省

<見直し後>

①.整備済ベース・レジストリとして利活用を促進するもの

分野	提供可能データ（項目）	提供範囲	提供主体	情報源	制度所管
法人	法人番号	無制限	国税庁	商業・法人登記簿	法務省
	商号又は名称				
	本店又は主たる事務所の所在地				
法人 決算 情報	財務諸表	無制限	金融庁	有価証券報告書	金融庁
	・貸借対照表	無制限	金融庁	半期報告書	金融庁
	・損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書	無制限	金融庁	四半期報告書	金融庁

②.整備中ベース・レジストリ

分野	提供可能データ（項目）	提供範囲	提供主体	情報源	制度所管
区画	アドレス	無制限	デジタル庁（P）	住居表示等の告示 不動産登記簿	総務省 自治体 法務省

③.今後整備を検討するベース・レジストリ

分野	提供可能データ（項目）	提供範囲	提供主体	情報源	制度所管
土地 建物	不動産登記・土地（地図含む）	関係行政機関	デジタル庁	不動産登記簿	法務省

法人ベース・レジストリの整備と対応の方向性

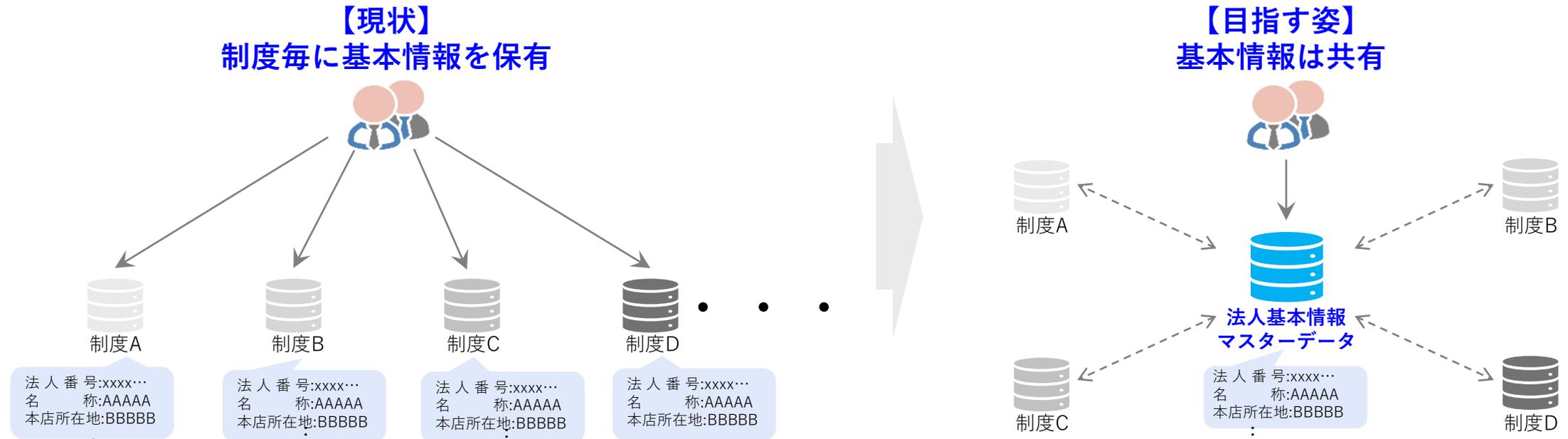
1. 目的

法人情報のうち、基本情報に係るデータを整備し組織間で共有することで、以下が実現

- ① 足下での行政に対する申請／届出の省略（ワンスオンリーの実現や通知等のデジタル完結の円滑化）
制度間の情報連携による災害等の非常時における迅速かつ円滑な給付等の実行（実態確認の効率化）
- ② データを元にした政策意思決定（=EBPM）による社会全体の効率化（=データドリブン経済社会の構築等）

2. 実現方法

- ① 個別制度の所管行政機関等が参照するマスターデータ（BR）を項目単位（名称、所在地、代表者等）で特定し
- ② 各行政機関等がマスターを参照できるよう（制度毎に申請等を行う必要が無いよう）制度改正を行い
- ③ マスターデータの提供側の責務と役割を規定してマスターデータの整備と提供進めた上で
各行政機関等のシステム更改や業務見直し等のタイミングに応じて改善を進めていくことが必要



1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

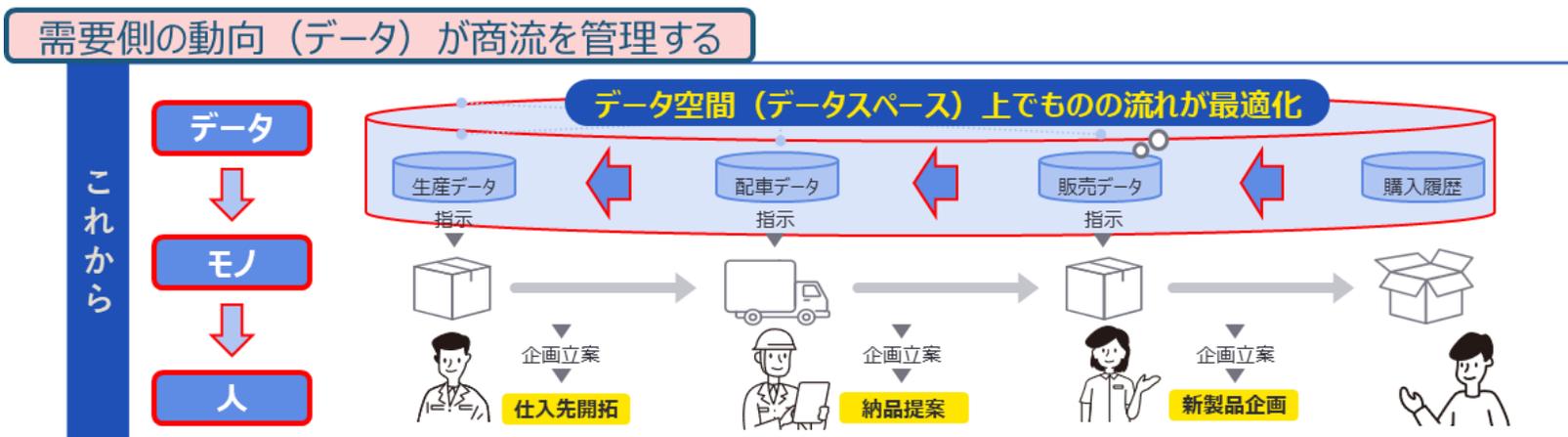
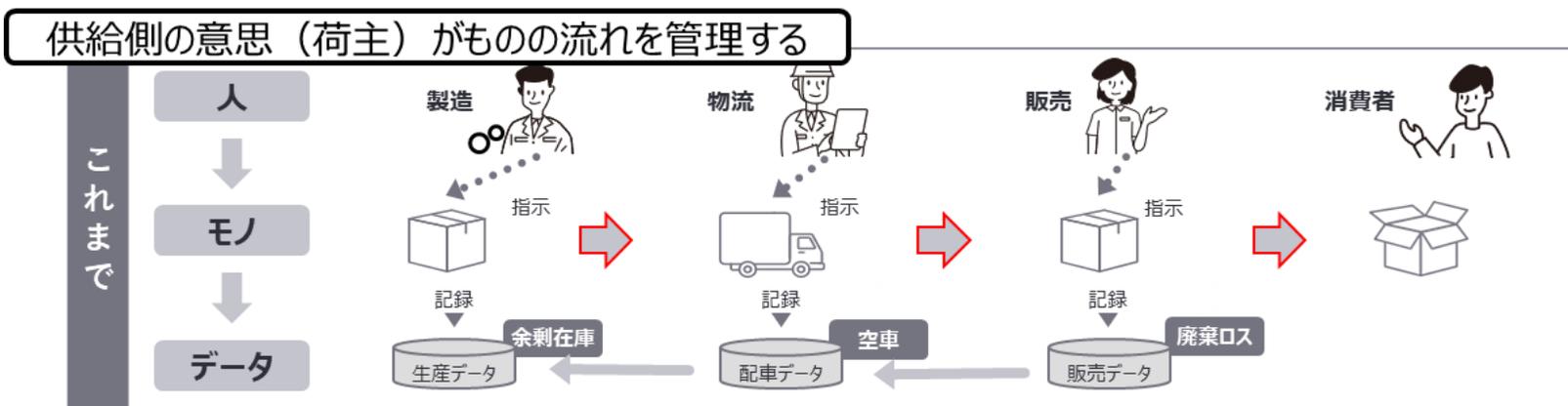
- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
(デジタル田園都市・マイナポータル)
- マイナンバー制度
- デジタル推進委員
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- Web3.0
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス (GSS)
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改定に向けて

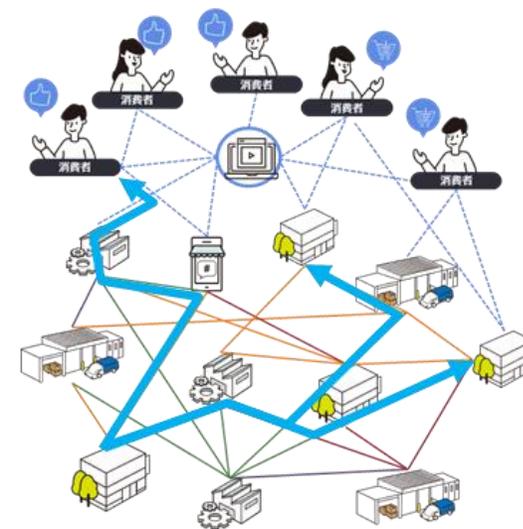
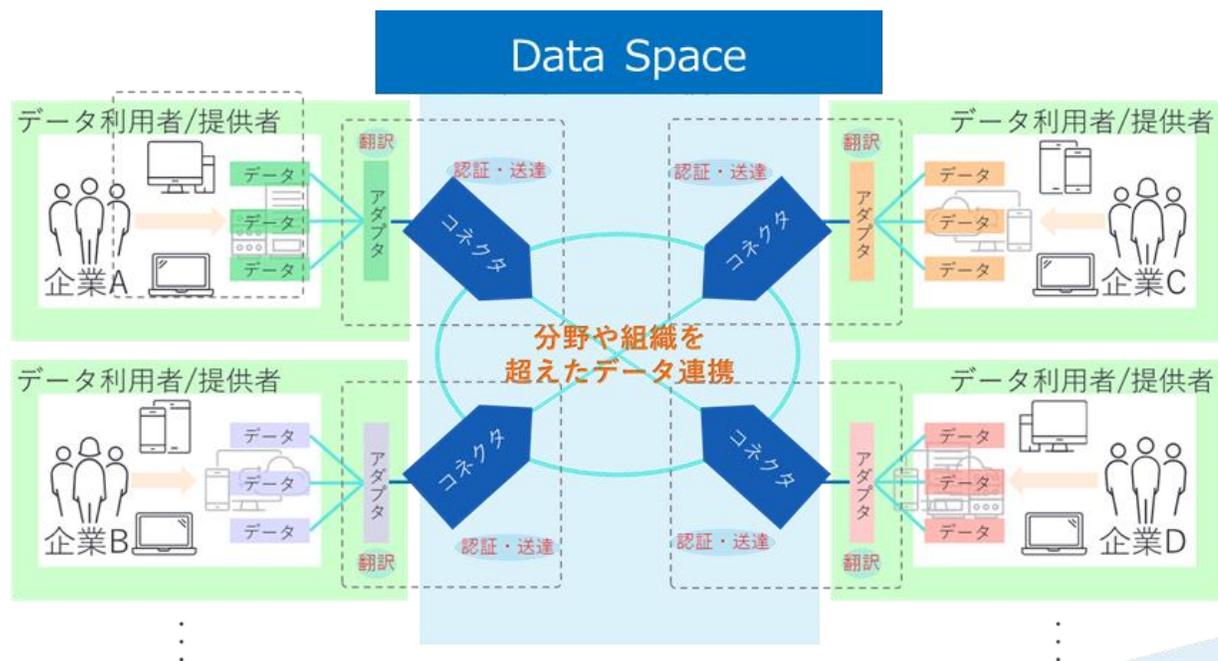
データスペースが実物経済をリードするエコノミーへ

- 従来は、供給者側が生産量を決定し、物流、販売とそれぞれ人の判断を下に、ものが消費者に提供されていた。その際のデータはあくまでも、事後的に収集され、人の判断を補足する材料に使われていた。
- 今後は、需要者側のリアルタイム・データを基に、最適な生産量、流通量が自ずと算出され、データの示唆に従い、ものが移動していく。人の判断を待たず、**データを基にものが先に動く、人 ← もの ← データ**の逆転現象が発生する。



コネクタ型のデータスペース

- 欧州は、デジタル空間の社会基盤として「**データスペース (Data Space)**」の考え方を提唱し、様々な分野のデータが連携されるデータの単一市場 (a single market for data) に向けて取組を推進。
- **コネクタ (分野間のデータ連携を実現するソフトウェア) 型のデータスペースの構築が進められており、自動車分野では、既にその採用を我が国の事業者働きかける動きもあり。** 欧州のデータスペースと相互運用性を持ちながら、日本のポリシーで安全にデータを管理できる仕組みを早期に実現・実装する必要あり。



- ・コネクタが自動的にデータのあるサーバを探して通信
- ・接続先を認証し、適切な相手と接続、また異なるEDIの違いを吸収
- ・このほか、経済安全保障上の制約など業界毎に整備

1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
(デジタル田園都市・マイナポータル)
- マイナンバー制度
- デジタル推進委員
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- **Web3.0**
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス (GSS)
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改定に向けて

Web3.0の健全な発展に向けた今後の取組

- ✓ テクノロジーや事業環境の変化のスピードが速い
- ✓ 活動が国境を越える

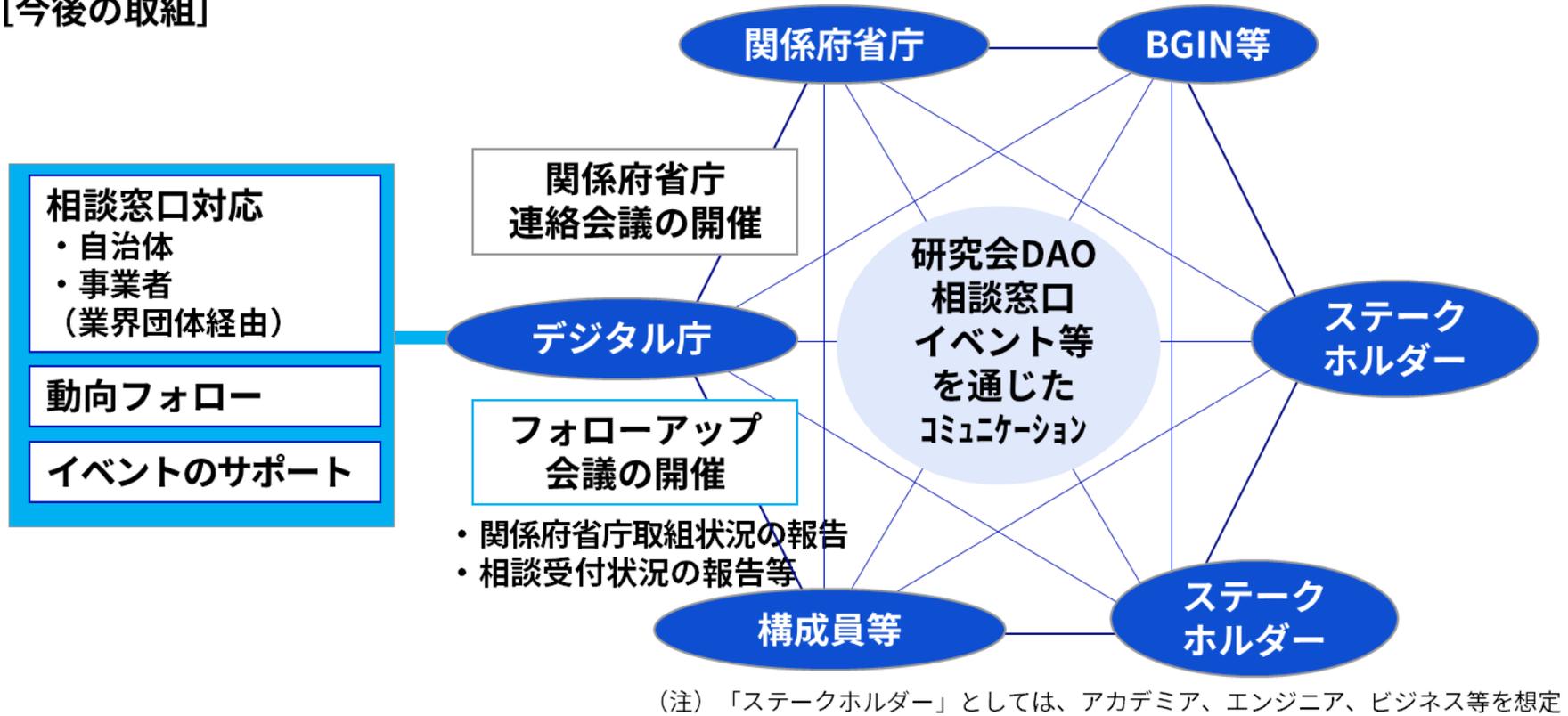


OODA (Observe, Orient, Decide and Act) ループと呼ばれる環境の変化に即応して成果を出すための手法が有効

ソフトローを含めた弾力的なルール形成の検討と関係者が定期的にルールの検証及び改訂を繰り返すメカニズムが必要

グローバルで通用するルールやコンセンサスの形成が重要

[今後の取組]



総論

検討の方向性

Web3.0の下での新しいデジタル技術を様々な社会課題の解決を図るツールとするとともに、我が国の経済成長につなげていく、という基本的考え方の下、Web3.0の推進に向けた環境整備について検討を実施。

直ちに着手すべきイノベーション促進策

- ① 対話の場としてのプラットフォームの設置
- ② 「相談窓口」の設置と課題解消に向けた「関係府省庁連絡会議」の開催
- ③ Web3.0に係る国際的な情報発信・コンセンサス形成への関与
- ④ 研究開発・技術開発の担い手の育成

今後の方向性

- 常に最新の問題意識を共有しながら、連携して課題に向き合っていくメカニズムを効率的・効果的に運用していくことが求められる。
- 本研究会の議論を踏まえ、デジタル庁に相談窓口を設置するとともに、課題解消に向けた関係府省庁連絡会議を開催することを通じ、様々なチャレンジが不合理な障壁なく行える環境整備を目指す。
- 「Web3.0研究会DAO」が今後も自律的に継続・発展していくことを前提にすると、当該DAOと関係府省庁が連携を図っていくとともに、日本のステークホルダーがBGIN等のグローバルの課題解決に向けた協働に主体的に参画していくことが望ましい。
- このようなオープンアーキテクチャの下、Web3.0の健全な発展に向けて取り組む主体の裾野を広げ、OODAループの下で多様な人材が自ら考えて行動するとともに、これらが有機的に結合し、より合理的な制度、より良いサービス・ツールが選択されていくことを目指す。

Web3.0の健全な発展に向けた基本的方向性①

デジタル 資産

デジタル資産の取引をめぐる利用者保護上の課題については、指摘されているリスクを踏まえた規制の枠組みを検討し、**信頼性確保の取組を検討していく必要**。
市場の成長により生じる利用者トラブルやクリエイターの権利保護の問題は適切に検討しつつも、**市場の成長を阻害しないように留意**。
国際的に見ても規制の枠組みの変化の激しい分野であることから、いたずらに国内の規制のみを先行させるのではなく、**グローバルの動向を踏まえるとともに、将来の環境変化に柔軟に対応できるような対応を検討すべき**。

分散型 自律組織 (DAO)

現行の枠組みの下でのユースケースを分析し、**その便益や課題をより具体的に明らかにした上で、制度の在り方を検討すべき**。その際、

- セキュリティを含む技術面の課題については、個々のDAOの中での閉じた検討にとどまるのではなく、ベストプラクティスの共有等、限られた人的資本を効率的に活用していく方策を考えていく必要。
- 構成員の有限責任化などの法制面の課題については、ステークホルダーの利害調整の在り方も含め、技術面の課題とは異なる視点での検討が必要であり、まずは既存の合同会社形態の下での課題の洗い出しと対応の方向性を検討することが望ましい。

以上のような検討を進めていく上では、**多くのユースケースが生まれることが重要**。そのため、**デジタル庁が設置する相談窓口において、DAOの取組を進める自治体等から問題意識の共有を得つつ、関係府省庁との連携の下、社会課題解決や新たな価値創造といったDAOに対する期待の実現に向けた取組が着実に進められるよう、フォローアップを継続していく必要**。

Web3.0の健全な発展に向けた基本的方向性②

分散型 アイデン ティティ (DID)

パブリック・ブロックチェーンの活用と、プライバシーの確保の両立等、実用化に向けて解決すべき課題は数多くあり、今後の研究開発が期待される。
DIDが商業的に実用化に至るかどうかに関わらず、プライバシー保護技術の研究開発や応用の進展を注視し、研究開発や国際標準化への貢献を通じて、**我が国におけるデジタル化の進展や、身分証明書をはじめとしたサービスの相互運用性や、国境を越えた信頼できるデータ流通への応用を模索**する。

メタバース との接合

今後、産業としてメタバースが発展していくための環境整備の在り方が重要な論点。この点、例えば、グローバル標準の重要性、利用者間の紛争が国境を越える可能性やこれに対する法執行の在り方といった課題は、Web3.0における課題と重なっている部分があり、共通の問題意識が同時並行で現実化する可能性が高いと考えられる。こうした点を踏まえ、関係府省庁においては、**Web3.0における他の課題（デジタル資産、DAO、DID、利用者保護と法執行）とメタバースとの関係性を踏まえつつ、連携して情報共有・課題解決を図っていくことが重要**。

利用者保護 と法執行

Web3.0の健全な発展に向けた利用者保護と信頼構築のためには、国境を越えた犯罪事案に適切に対応できるよう、**国内の体制整備とともに国際的な連携強化を継続**することが必要。
また、**利用者からの相談事例の把握・分析・活用**も重要な課題であり、関係府省庁が連携の下、**利用者被害の未然防止に向けた情報提供・啓発といった取組を着実に進めていくことが重要**。

1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
(デジタル田園都市・マイナポータル)
- マイナンバー制度
- デジタル推進委員
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- Web3.0
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス (GSS)
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改定に向けて

デジタル社会を支えるシステム・技術：「共通機能」の整備・展開

重複投資を排除し統一性を確保することで、効率的に利便性の高い情報システムを整備することを目的に、デジタル庁は以下の共通機能を整備

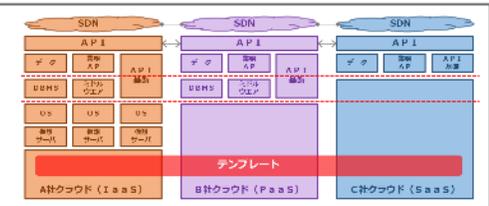
情報システム



ガバメントクラウド

統一されたセキュリティ及び調達基準により、安心・安全でコスト最適化されたクラウド利用を実現する。

- ・ マルチクラウド構成
- ・ テンプレートの横断的適用
(セキュリティ等の重要設定)

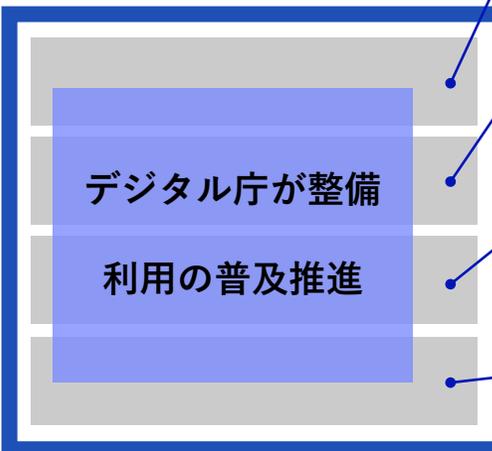


ガバメントソリューションサービス(GSS)

これまで個別に整備されてきた府省LANについて、現在デジタル庁で導入しているGSS（ガバメント・ソリューション・サービス）をベースに、ゼロトラスト（IDベースのセキュリティ）を軸として柔軟な働き方を可能とするLAN環境を実現する。

また、各府省等の拠点を結ぶ各種ネットワークについて、新設、統合等を含めて、**広帯域、高品質、低コスト、高セキュリティ**を実現できるように見直しを進める。

共通機能



ベース・レジストリ

社会の基礎的なデータを扱うベース・レジストリについて、主に「事業者・事業所」、「住所・土地」、「行政」といった分類をベースに整備を開始している。ベース・レジストリ活用により、データの再利用によるワンスオンリーの効果が見込まれる



ID・認証

各サービスにおける認証方法を統一し、利便性を高めて、普及を促進する。

- ・ 個人の電子署名については、**マイナンバーカードによる電子署名**
- ・ 個人の電子認証については、**マイナンバーカードによる電子利用者証明**
- ・ 法人の電子署名については、**商業登記電子証明書等**
- ・ 法人の電子認証については、**GビズID**

ガバメントクラウド

利便性が高く最適なクラウドサービスへ。

利便性の高いサービスをスピーディに提供、改善するため、国や地方公共団体共通のクラウドサービス利用環境を整えます

これまでの成果

デジタル庁と一部の地方公共団体で ガバメントクラウドを利用開始

対象クラウドサービスを選定し、自治体セキュリティクラウド事業やデジタル庁WEBサイトなどでガバメントクラウドの利用を順次開始しました。この選定においては、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度であるISMAPに登録されたクラウドサービスから調達することを前提としています。またデータの暗号化などの最新のセキュリティ対策を実施しています。

取組の背景

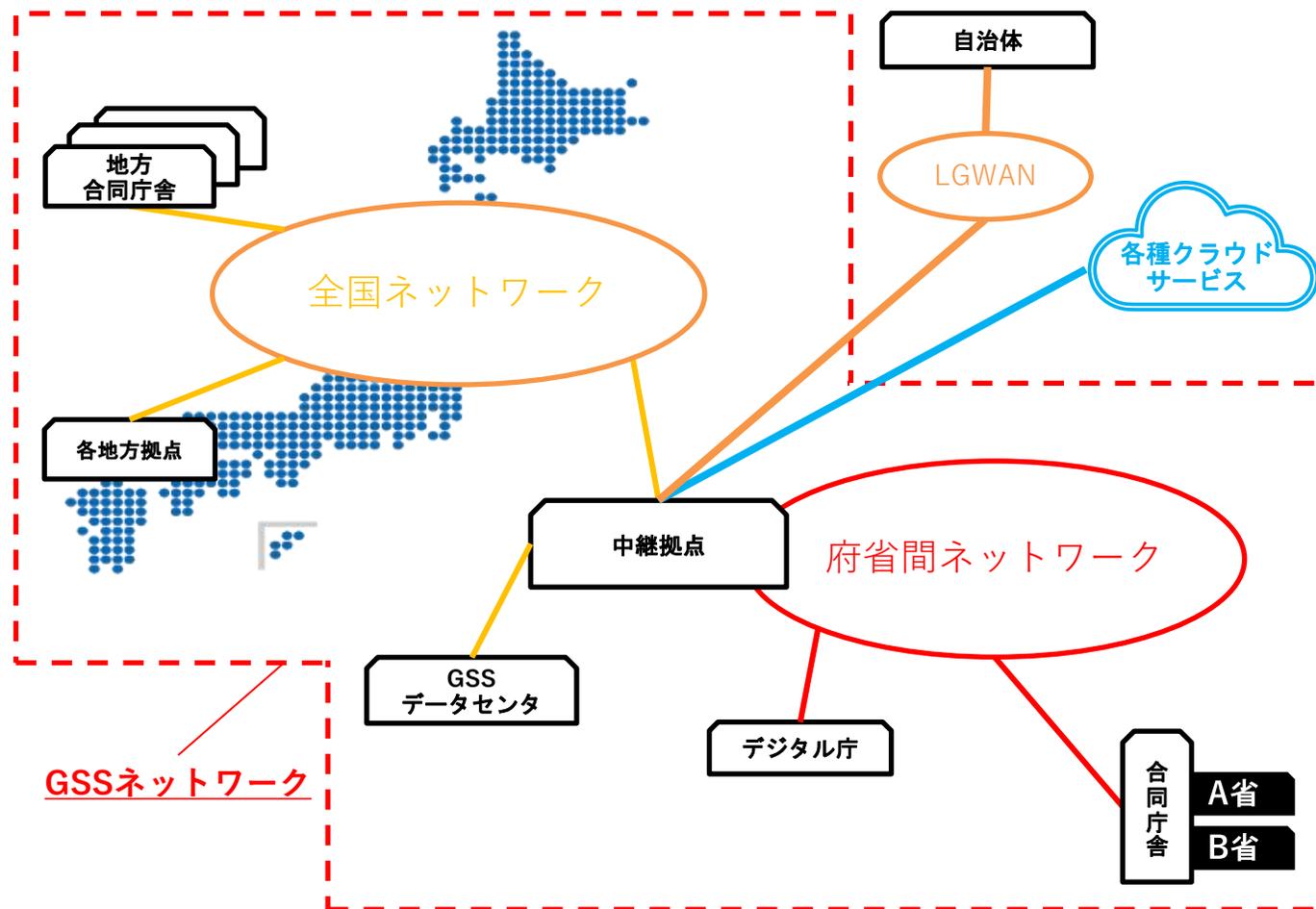
現在、行政機関はそれぞれ独自に業務システムの開発や保守運用を行っています。これにより提供するサービスの利便性や柔軟性、安全性、スピードにばらつきがあるほか、各機関の業務やコストの負担も大きくなっていました。

今後の展開（予定）

- 各府省・地方公共団体のシステムについて、2023年度以降ガバメントクラウドの利用を本格的に開始する。
- ガバメントクラウド移行に関して、各府省等への説明、移行に関するガイド等の提供を随時実施中。



ガバメントソリューションサービス（GSS）の全体像



【ネットワーク面】

- ✓ 現在利用する「政府共通ネットワーク」は廃止し、**新たな府省間ネットワークを構築**
- ✓ 国と地方支分部局等との接続に際して、**独自の回線網（全国広域ネットワーク）を整備**

【業務実施環境面】

- ✓ 政府共通の標準的な業務実施環境を提供。**各府省庁はネットワーク更改を契機にこの環境に統合**
- ✓ 公的機関の職員、施設、機器等の**統一的な ID 管理**を可能とする基盤を構築

1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
（デジタル田園都市・マイナポータル）
- マイナンバー制度
- デジタル推進委員
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- Web3.0
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス（GSS）
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改定に向けて

地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるもの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成（閣議決定）。

統一・標準化の意義及び目標

移行期間：「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

情報システムの運用経費等：「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」

地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築

- 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。

施策に関する基本的な方針

- ・ 標準化対象事務の範囲
- ・ 標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・ 推進体制
（制度所管府省の役割、関係府省会議）
- ・ 意見聴取等

標準化基準に関する基本的な事項

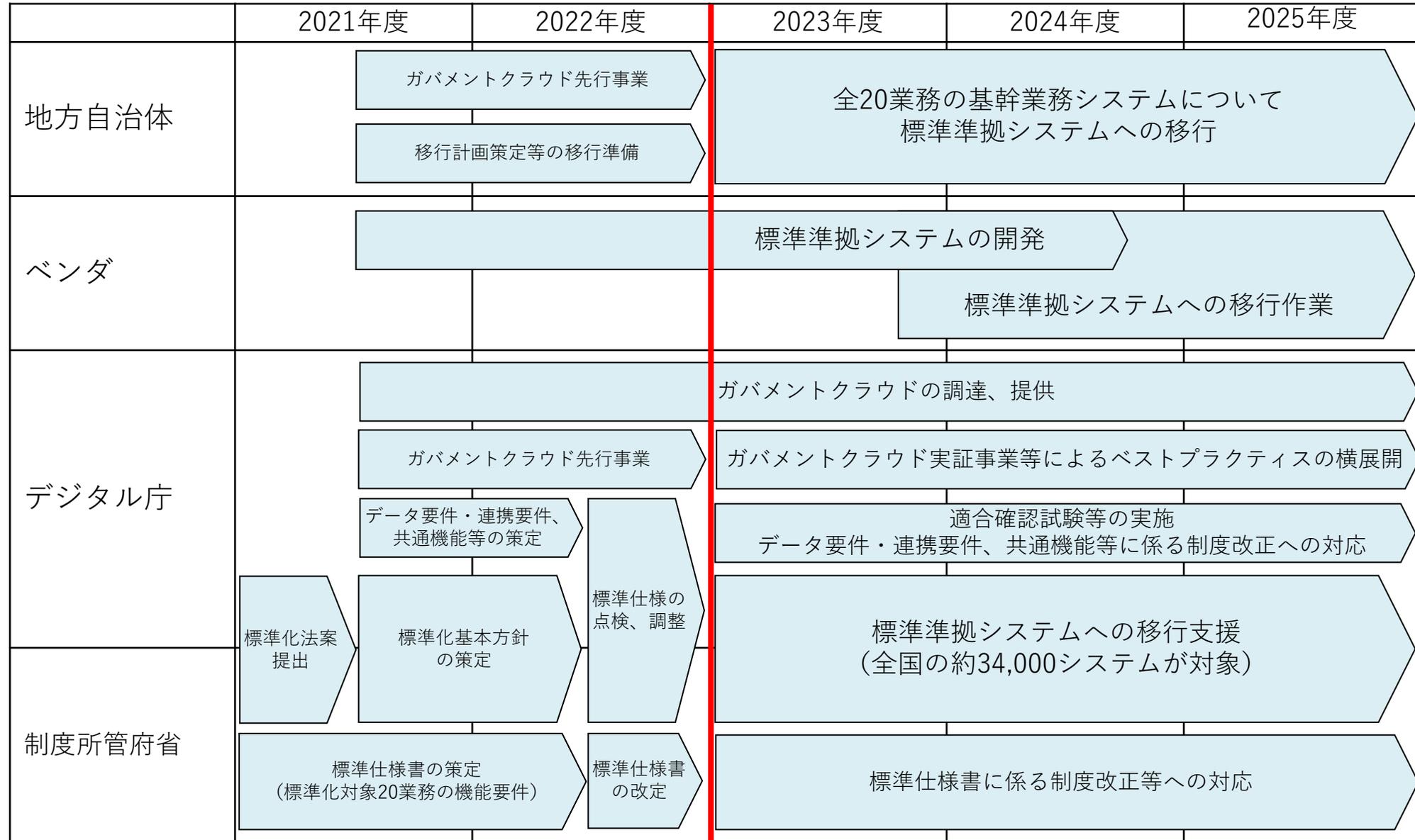
- ・ 共通標準化基準に関する基本的な事項
（データ要件・連携要件、セキュリティ、ガバメントクラウドの利用、共通機能）
- ・ 標準化基準の策定に関する基本的な事項
（標準化基準の策定・変更方針、適合性の確認、検討体制）

その他推進に必要な事項

- ・ 地方公共団体への財政支援
（財政支援に関する基本的考え方、デジタル基盤改革支援補助金）
- ・ 地方公共団体へのその他の支援
（情報提供、市区町村の進捗管理、デジタル人材、都道府県の役割等）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
標準準拠システムへの移行 （地方自治体）					

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール



1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
(デジタル田園都市・マイナポータル)
- マイナンバー制度
- デジタル推進委員
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- Web3.0
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス (GSS)
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改定に向けて

参考) デジタル化に関する国際指標の整理

- デジタル化に関する総合評価は少ない。

ランキング名	E-Government survey 2022	Digital Government Index	Doing Business 2020	World Digital Competitiveness Ranking 2022	World Competitiveness Ranking 2022
主な調査内容	電子政府	電子政府	企業活動のやりやすさ	デジタル国際競争力	国際競争力
主催者	国連 UN	経済開発機構 OECD	世界銀行 World Bank	国際経営開発研究所	IMD
日本の順位[評価年] (前年順位)	14位[2022] (14位[2020])	5位[2019]	29位[2020] (39位[2019])	29位[2022] (28位[2021])	34位[2022] (31位[2021])
評価方式	統計情報 + 各国政府 (調査票) + 調査員調査 (母国語)	統計情報 + 各国政府 への調査票	統計情報等	統計情報 + 当該国経営者への調査 (デジタル部分は共通)	
評価	Very Highの一角であり 相対的に高い	Open by defaultが 19位で弱い	手続き数が多く、 時間がかかるもの がある	規制枠組47位、ビジネスアジリティ62 位、人材が50位と低い評価	
備考	総合評価は上位順位。 同時に行われた e-Participation Index(EPI)は1位	現在、次回調査を実 施中。2023年に公表 予定。	デジタル以外の指 標が多い 2020年調査でプロ ジェクトが終了	経営者が自国に悲 観的な国には不利 な指標	デジタル以外の指 標が多い 経営者が自国に悲 観的な国には不利 な指標

参考) 国連電子政府調査2022ハイライト

- EGDI (E-Government Development Index) は、オンラインサービス指標 (OSI: Online Services Index)、人材指標 (HCI: Human Capital Index)、通信基盤指標 (TII: Telecommunications Infrastructure Index) の3つの指標の平均に基づいて算出される。
- **日本の順位は14位**で、前回調査 (2020) と同じだが、スコアは前回調査より上昇 (0.8989→0.9002)
- EGDIのサブインデックスである**電子行政参加指標 (EPI: e-Participation Index)** は**日本が世界1位**であり、OSIのスコアが上昇した。
- これまで各府省で実施してきたパブリックコメントに加え、**デジタル庁が実施したアイデアボックス等の施策が、オンラインによる行政への市民参加を広く着実に推進している**と認められたもの。

ランク	国名	EGDI(2022)	EGDI(2020)
1	デンマーク	0.9717	0.9758
2	フィンランド	0.9533	0.9452
3	大韓民国	0.9529	0.9560
4	ニュージーランド	0.9432	0.9339
5	スウェーデン	0.9410	0.9365
6	アイスランド	0.9410	0.9101
7	オーストラリア	0.9405	0.9432
8	エストニア	0.9393	0.9473
9	オランダ	0.9384	0.9228
10	アメリカ	0.9151	0.9297
11	イギリス	0.9138	0.9358
12	シンガポール	0.9133	0.9150
13	アラブ首長国連邦	0.9010	0.8555
14	日本	0.9002	0.8989
15	マルタ共和国	0.8943	0.8547

参考) 国連電子政府サーベイ2022 e-Participation

- EPI (e-Participation Index) とは：**政策、意思決定、行政サービスの設計と提供**において、**ITを通じて国民が関与できる**こと。参加型、包括型、熟議型などがある。
- e-Participationは**民主的かつ持続可能な開発 (SDGs) を実現する手段**として、重要度が上がっている。2022年よりオンラインサービスの評価指標に加わった。

評価指標	評価内容	日本の評価
e-information情報提供	情報が公開されており、要求しなくても入手できる	0.9818
e-consultation協議	政策や行政サービスへの審議に参加できる	1 (満点)
E-decision-making 政策決定	政策の共同提案やサービスの共同構築ができる	1 (満点)



震災後、高い評価を維持している
SNSを用いた情報提供の強化、市民参加イベント（ハッカソン）開催、アイデアボックス等の継続的活動が影響

1. 諸外国のAI・データ/デジタルに関する取組

2. 重点計画策定以降のデジタル庁の主な取組

- デジタル臨時行政調査会
- マイナンバーカード
(デジタル田園都市・マイナポータル)
- マイナンバー制度
- デジタル推進委員
- 準公共分野・相互連携分野
健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、
デジタルインボイス
- データ戦略
- データスペースエコノミー
- Web3.0
- ガバメントクラウド・
ガバメントソリューションサービス (GSS)
- 地方公共団体の基幹業務システムの
統一・標準化

3. その他 国連電子政府ランキング

4. 重点計画の改定に向けて

重点計画の改定に向けて

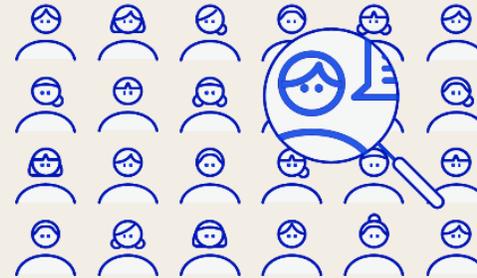
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」策定後、国際状況を含めた内外の状況の変化等を踏まえ、重点計画の改定を図ることを検討。

DXにおける変革『X』 の実現に向けて



- 司令塔としてのデジタル庁から業務を担う各府省庁への働きかけ、各府省庁との協働
(例：デジタル臨調等を通じた各省所管制度のデジタルライゼーション、システム共通機能等の提供・活用促進を通じた各省のBPR・システムモダナイゼーション)
- デジタル庁および各府省庁や地方自治体も含めたデジタル人材確保

供給サイド目線から 需要サイド目線へ



- 国民視点での目標設定・管理
- 新たなユースケースの発掘
- 民間事業者との協働・APIによるシステム間連携の促進

国際目線



- 諸外国と日本におけるデジタル化の分析を通じた視点の提供
- 日本国内と同様、海外への発信も強化（多言語対応等）

デジタル庁

Digital Agency